

半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社みずほコーポレート銀行

(E03532)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	9
4 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【業績等の概要】	11
2 【生産、受注及び販売の状況】	41
3 【対処すべき課題】	41
4 【経営上の重要な契約等】	41
5 【研究開発活動】	43
第3 【設備の状況】	44
1 【主要な設備の状況】	44
2 【設備の新設、除却等の計画】	44
第4 【提出会社の状況】	45
1 【株式等の状況】	45
(1) 【株式の総数等】	45
【株式の総数】	45
【発行済株式】	45
(2) 【新株予約権等の状況】	48
(3) 【ライツプランの内容】	48
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	48
(5) 【大株主の状況】	48
(6) 【議決権の状況】	49
【発行済株式】	49
【自己株式等】	49
2 【株価の推移】	49
3 【役員の状況】	50
第5 【経理の状況】	51
1 【中間連結財務諸表等】	52
(1) 【中間連結財務諸表】	52
【中間連結貸借対照表】	52
【中間連結損益計算書】	54

【中間連結株主資本等変動計算書】	55
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	58
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	60
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	73
【表示方法の変更】	75
【追加情報】	76
【注記事項】	77
【事業の種類別セグメント情報】	103
【所在地別セグメント情報】	105
【海外経常収益】	106
(2) 【その他】	109
2 【中間財務諸表等】	110
(1) 【中間財務諸表】	110
【中間貸借対照表】	110
【中間損益計算書】	112
【中間株主資本等変動計算書】	113
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	116
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	124
【表示方法の変更】	125
【注記事項】	126
(2) 【その他】	135
第6 【提出会社の参考情報】	136
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	137
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年12月25日
【中間会計期間】	第7期中（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほコーポレート銀行
【英訳名】	Mizuho Corporate Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 齋藤 宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	東京（3214）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部次長 鶴田 悟
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	東京（3214）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部次長 鶴田 悟
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度中間 連結会計期間	平成19年度中間 連結会計期間	平成20年度中間 連結会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,071,446	1,434,632	1,117,691	2,426,429	2,769,693
連結経常利益 (は連結経常 損失)	百万円	244,608	178,516	61,713	418,389	11,405
連結中間純利益	百万円	217,771	146,311	69,059	-	-
連結当期純利益 (は連結当期 純損失)	百万円	-	-	-	336,569	55,671
連結純資産額	百万円	4,029,147	4,269,419	3,182,414	4,700,394	3,648,383
連結総資産額	百万円	80,202,033	86,080,171	89,227,397	84,271,020	88,098,142
1株当たり純資 産額	円	263,896.48	276,436.32	144,113.96	307,548.14	189,592.09
1株当たり中間 純利益金額	円	31,427.85	20,976.50	9,467.11	-	-
1株当たり当期 純利益金額(は1株当たり当 期純損失金額)	円	-	-	-	38,738.64	17,194.77
潜在株式調整後 1株当たり中間 純利益金額	円	29,482.12	20,208.08	-	-	-
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益金額	円	-	-	-	36,828.60	-
自己資本比率	%	3.89	3.72	2.32	4.14	2.80
連結自己資本比 率(国際統一基 準)	%	12.75	13.05	11.68	14.01	12.17
営業活動による キャッシュ・フ ロー	百万円	250,210	1,271,232	1,120,190	1,931,714	46,473
投資活動による キャッシュ・フ ロー	百万円	455,706	1,249,144	280,321	1,841,453	506,167
財務活動による キャッシュ・フ ロー	百万円	190,199	419,777	293,811	32,579	129,097
現金及び現金同 等物の中間期末 残高	百万円	429,654	509,045	906,815	-	-
現金及び現金同 等物の期末残高	百万円	-	-	-	949,806	360,962
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	11,061 [1,285]	12,028 [1,297]	10,988 [1,356]	11,253 [1,226]	12,188 [1,334]

(注)1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3．平成19年度は連結当期純損失が計上されているため、「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は記載しておりません。

また、平成20年度中間連結会計期間は潜在株式を有しないため、「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」は記載しておりません。

4．有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、平成18年度から相殺しております。

5．自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。

6．連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。

なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	809,531	1,078,153	837,200	1,804,217	2,328,378
経常利益	百万円	201,488	188,835	50,047	313,609	371,719
中間純利益	百万円	213,280	173,779	85,743	-	-
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	-	-	-	323,131	88,764
資本金	百万円	1,070,965	1,070,965	1,070,965	1,070,965	1,070,965
発行済株式総数	千株	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		6,975	6,975	7,294	6,975	7,294
		第二回第四種優先株式	第二回第四種優先株式	第二回第四種優先株式	第二回第四種優先株式	第二回第四種優先株式
		64	64	64	64	64
		第三回第三種優先株式	第三回第三種優先株式	-	第三回第三種優先株式	-
		53	53	-	53	-
第八回第八種優先株式	第八回第八種優先株式	第八回第八種優先株式	第八回第八種優先株式	第八回第八種優先株式		
85	85	85	85	85		
第九回第九種優先株式	第九回第九種優先株式	-	第九回第九種優先株式	-		
121	121	-	121	-		
第十一回第十三種優先株式	第十一回第十三種優先株式	第十一回第十三種優先株式	第十一回第十三種優先株式	第十一回第十三種優先株式		
3,609	3,609	3,609	3,609	3,609		
純資産額	百万円	3,148,189	3,250,127	2,154,245	3,500,066	2,537,024
総資産額	百万円	63,409,424	66,260,046	70,828,564	66,111,474	71,563,763
預金残高	百万円	18,852,054	19,179,872	19,508,079	19,257,823	19,598,671
債券残高	百万円	3,795,920	2,689,560	1,803,510	3,203,020	2,199,100
貸出金残高	百万円	28,099,488	29,095,862	29,928,662	28,734,856	28,439,602
有価証券残高	百万円	17,774,802	17,877,411	17,582,339	19,457,137	17,494,803

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期			
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月			
1株当たり配当額	円	普通株式	-	普通株式	-	普通株式	19,032	普通株式	18,571
		第二回第四種優先株式	-	第二回第四種優先株式	-	第二回第四種優先株式	42,000	第二回第四種優先株式	42,000
		第三回第三種優先株式	-	第三回第三種優先株式	-	第三回第三種優先株式	11,000		-
		第八回第八種優先株式	-	第八回第八種優先株式	-	第八回第八種優先株式	47,600	第八回第八種優先株式	47,600
		第九回第九種優先株式	-	第九回第九種優先株式	-	第九回第九種優先株式	17,500		-
		第十一回第十三種優先株式	-	第十一回第十三種優先株式	-	第十一回第十三種優先株式	16,000	第十一回第十三種優先株式	16,000
自己資本比率	%	4.96	4.90	3.04	5.29	3.54			
単体自己資本比率(国際統一基準)	%	13.95	14.42	12.62	15.22	13.99			
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	7,873 [1,157]	7,568 [1,204]	7,945 [1,330]	8,012 [1,185]	7,619 [1,242]			

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、平成19年3月から相殺しております。

3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。

4. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。

なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。
なお、当行の平成20年9月30日現在の組織を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。

- (注) 1. 平成20年10月1日付で、コーポレートバンキングユニット内に、「ビジネス・サポート推進部」を設置いたしました。
2. 平成20年10月20日付で、コンプライアンス統括グループ内の「コンプライアンス統括部」の部内室として「コンフリクトマネジメント準備室」を設置いたしました。

当行及び当行の主な連結子会社等を事業セグメント別に区分いたしますと、下記のとおりとなります。

銀行業：(株)みずほコーポレート銀行、オランダみずほコーポレート銀行、カナダみずほコーポレート銀行、米国みずほコーポレート銀行、ドイツみずほコーポレート銀行、インドネシアみずほコーポレート銀行、みずほコーポレート銀行(中国)有限公司、みずほキャピタル・マーケッツ・コーポレーション、MHCBアメリカ・ホールディングズ

証券業：みずほ証券(株)、新光証券(株)、みずほインターナショナル、スイスみずほ銀行、米国みずほ証券

その他：確定拠出年金サービス(株)、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー(株)

3【関係会社の状況】

- (1) 当中間連結会計期間において、当行の関係会社から子会社に変更となった会社はありません。
- (2) 当中間連結会計期間において、当行の子会社から関係会社に変更となった会社はありません。
- (3) 当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

(連結子会社)

Library Place CLO Ltd

(持分法適用関連会社)

Mizuho Corporate Leasing (Thailand) Co.,Ltd

- (4) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

(連結子会社)

銀行業

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
MHCB Capital Investment (JPY) 3 Limited	英国領 ケイマン諸島	2,905 百万円	金融業務	100.0 (-) [-]	-	-	-	-	-

(連結子会社)

その他事業

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
Big Horn Structured Funding CDO 2007-1,Ltd.	英国領 ケイマン諸島	0 千米ドル	金融業務	- (-) [-]	-	-	-	-	-

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。
3. 上記関係会社のうち、中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

	銀行業	証券業	その他	合計
従業員数(人)	9,733 [1,313]	1,021 [42]	234 [1]	10,988 [1,356]

- (注) 1. 従業員数は、各連結会社において、それぞれ出向者を除き、受入れ出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,335人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)
7,945 [1,330]

- (注) 1. 従業員数は、出向者を除き、受入れ出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、執行役員39人、嘱託及び臨時従業員1,317人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。
3. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当行に在籍する組合員数(出向者を含む。)は3,272人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

業績

(1) 金融経済環境

当中間連結会計期間における経済情勢を顧みますと、サブプライム問題を発端とした証券化市場の混乱を契機として、欧米を中心に資本不足や経営危機に陥る金融機関が相次いだ結果、金融機関の資金仲介能力が低下し信用収縮が世界的に波及・拡大するなど、金融市場の緊張が著しく高まりました。こうした状態の下、大規模な金融機関の再編が相次いだほか、主要国政府が公的資金注入による資本不足解消を図るなど、世界の金融市場では安定化に向けた様々な対策が取られつつあります。

こうした金融市場の混乱が実体経済にも大きな影響を与えており、米国経済が住宅価格の大幅な下落や雇用情勢の悪化等、一層厳しさを増しているほか、欧州でも景況感が一段と悪化しており、また新興国や資源国においても景気が減速しております。

日本経済につきましても、輸出の減速が鮮明になっていることに加え、実質賃金の低下や期末にかけての世界的な株価急落にともない個人消費も停滞するなど、内外需ともに低迷しており、景気の下振れリスクが高まってきております。

こうした世界的な景気の下振れや金融市場の混乱がなお当面続くと見込まれることから、みずほフィナンシャルグループ（以下、当グループ）におきましては、財務の健全性を十分に維持しつつ、リスク管理等ガバナンスのさらなる強化を図り、メリハリをつけた経営資源配分とお客さまのニーズに即した最高の金融サービス提供を行うことにより、収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

(2) 当中間連結会計期間（平成20年4月1日～平成20年9月30日）の概況

(ア) 連結の範囲

当中間連結会計期間の連結の範囲は、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますとおり、連結子会社は68社、持分法適用関連会社は18社であります。

(イ) 業績の概要

当中間連結会計期間の業績は以下のとおりであります。

当中間連結会計期間（平成20年4月1日～平成20年9月30日）の連結損益状況

上述のような金融経済環境のもと、連結経常収益は前年同期比3,169億円減少し1兆1,176億円、連結経常費用は同2,001億円減少し1兆559億円となり、連結経常利益は同1,168億円減少し617億円、連結中間純利益は同772億円減少し690億円となりました。

収支面では、資金運用収支は前年同期比100億円減少し1,840億円（国内1,058億円、海外825億円、但し相殺消去額控除前）、役務取引等収支は同97億円減少し714億円（国内525億円、海外197億円、但し相殺消去額控除前）、特定取引収支は同213億円減少し504億円（国内290億円、海外214億円）、その他業務収支は同376億円増加し512億円（国内551億円、海外39億円、但し相殺消去額控除前）となりました。

当中間連結会計期間末（平成20年9月30日現在）連結貸借対照表

[資産の部]

貸出金は前連結会計年度末比1兆4,969億円増加し3兆8,900億円、有価証券は同72億円増加し17兆200億円、特定取引資産は同1兆3,463億円減少し1兆1,816億円となりました。

この結果、資産の部合計は、前連結会計年度末比1兆1,292億円増加し89兆2,273億円となりました。

[負債の部]

預金は前連結会計年度末比833億円減少し2兆1,976億円、譲渡性預金は同2,641億円増加し8兆3,009億円、債券は同3,955億円減少し1兆8,035億円となりました。また、売現先勘定は前連結会計年度末比2兆2,716億円増加し13兆2,601億円、コールマネー及び売渡手形は同1兆3,250億円増加し10兆5,655億円となりました。

この結果、負債の部合計は、前連結会計年度末比1兆5,952億円増加し86兆449億円となりました。

[純資産の部]

純資産の部合計は前連結会計年度末に比して4,659億円減少し3兆1,824億円、1株当たり純資産額は144,113円96銭となりました。

(3) 自己資本比率

国際統一基準による連結自己資本比率は前年同期比1.37ポイント低下して11.68%、また単体自己資本比率は同1.8ポイント低下して12.62%となっております。

(4) セグメントの状況

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業、証券業、その他の事業に区分して記載しております。

連結経常利益は617億円で、その内訳は、銀行業783億円、証券業 146億円、その他の事業18億円（但し、相殺消去額等控除前）となっております。

所在地別セグメントにつきましては、日本、米州、アジア・オセアニア、欧州に区分して記載しております。連結経常利益の内訳は、日本484億円、米州401億円、アジア・オセアニア229億円、欧州 432億円（但し、相殺消去額等控除前）となっております。また、海外経常収益は、連結経常収益 1兆1,176億円に対して57.7%（前年同期比3.8ポイント増）となっております。

キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、コールマネー等の増加等により1兆1,201億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の保有残高の増加等により2,803億円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い及び少数株主への払戻しによる支出等により2,938億円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は前連結会計年度末比5,458億円増加し9,068億円となっております。

・事業別収支

事業別の資金運用収支は、銀行業で前年同期比38億円増加し1,936億円、証券業で同129億円減少し 69億円、相殺消去額控除後合計で同100億円減少し1,840億円となりました。役務取引等収支は、銀行業で前年同期比39億円減少し503億円、証券業で同46億円減少し151億円、相殺消去額控除後合計で同97億円減少し714億円となりました。特定取引収支は、銀行業で前年同期比579億円減少し166億円、証券業で同366億円増加し337億円、合計で同213億円減少し504億円となりました。その他業務収支は、銀行業で前年同期比364億円増加し509億円、相殺消去額控除後合計で同376億円増加し512億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	その他の事業	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	189,889	5,975	1,399	3,143	194,120
	当中間連結会計期間	193,691	6,971	971	3,658	184,032
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	792,216	311,517	3,304	58,996	1,048,041
	当中間連結会計期間	646,451	152,281	2,098	47,116	753,715
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	602,327	305,542	1,904	55,853	853,920
	当中間連結会計期間	452,760	159,253	1,127	43,458	569,682
役務取引等収支	前中間連結会計期間	54,229	19,729	5,431	1,874	81,265
	当中間連結会計期間	50,329	15,125	5,508	522	71,485
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	74,724	30,245	5,569	2,283	108,255
	当中間連結会計期間	66,803	24,102	5,701	2,834	93,772
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	20,495	10,515	138	4,158	26,989
	当中間連結会計期間	16,473	8,977	192	3,356	22,287
特定取引収支	前中間連結会計期間	74,645	2,865	-	-	71,780
	当中間連結会計期間	16,690	33,737	-	-	50,428
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	74,645	36,301	-	-	110,947
	当中間連結会計期間	17,290	135,334	-	32,002	120,621
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	-	39,166	-	-	39,166
	当中間連結会計期間	599	101,596	-	32,002	70,193
その他業務収支	前中間連結会計期間	14,563	988	23	5	13,604
	当中間連結会計期間	50,974	250	7	-	51,233
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	62,519	-	23	29	62,512
	当中間連結会計期間	85,423	250	26	3,115	82,584
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	47,955	988	-	35	48,908
	当中間連結会計期間	34,448	-	18	3,115	31,351

(注) 1. 事業区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。主な事業の内容は以下のとおりです。

銀行業.....銀行業、信託業

証券業.....証券業

その他の事業...アドバイザー業等

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合額を控除しております。

・(1)国内・海外別収支

国内につきましては、資金運用収益が前年同期比578億円減少して3,432億円、資金調達費用が同673億円減少して2,374億円となった結果、資金運用収支は同94億円増加して1,058億円となりました。また、役員取引等収支は前年同期比40億円増加して525億円、特定取引収支は同564億円減少して290億円、その他業務収支は同578億円増加して551億円となりました。

一方、海外につきましては、資金運用収支が前年同期比264億円減少して825億円、特定取引収支が同350億円増加して214億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	96,348	108,983	11,210	194,120
	当中間連結会計期間	105,822	82,522	4,312	184,032
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	401,102	770,773	123,835	1,048,041
	当中間連結会計期間	343,224	486,290	75,799	753,715
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	304,754	661,790	112,624	853,920
	当中間連結会計期間	237,402	403,767	71,486	569,682
役員取引等収支	前中間連結会計期間	48,506	33,116	357	81,265
	当中間連結会計期間	52,519	19,783	818	71,485
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	68,119	53,999	13,863	108,255
	当中間連結会計期間	66,319	34,530	7,076	93,772
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	19,612	20,883	13,505	26,989
	当中間連結会計期間	13,799	14,746	6,258	22,287
特定取引収支	前中間連結会計期間	85,462	13,681	-	71,780
	当中間連結会計期間	29,022	21,405	-	50,428
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	85,462	37,362	11,877	110,947
	当中間連結会計期間	29,022	113,437	21,837	120,621
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	-	51,044	11,877	39,166
	当中間連結会計期間	-	92,031	21,837	70,193
その他業務収支	前中間連結会計期間	2,718	16,323	-	13,604
	当中間連結会計期間	55,104	3,978	108	51,233
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	49,494	21,990	8,971	62,512
	当中間連結会計期間	59,838	22,638	108	82,584
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	52,212	5,667	8,971	48,908
	当中間連結会計期間	4,733	26,617	-	31,351

- (注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という)であります。
2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という)であります。
3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。
4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合額を控除しております。

(2)国内・海外別資金運用 / 調達の状況

国内の資金運用勘定の平均残高は、前年同期比6,475億円増加して44兆5,011億円となり、その主な内訳は、貸出金が同5,217億円減少して19兆8,983億円となり、有価証券が同1,398億円増加して15兆8,541億円となっております。海外の資金運用勘定の平均残高は、前年同期比1兆5,613億円減少して26兆3,985億円となりました。また、利回りは国内で1.54%、海外で3.68%となりました。他方、国内の資金調達勘定の平均残高は、前年同期比2兆2,618億円増加して46兆5,629億円となり、その主な内訳は、預金が同2,968億円減少して10兆9,703億円となり、譲渡性預金が同1兆7,869億円増加して7兆7,746億円となっております。海外の資金調達勘定の平均残高は、前年同期比6,515億円減少して25兆4,833億円となりました。また、利回りは国内で1.01%、海外で3.16%となりました。

国内・海外合算ベースから相殺消去額を控除いたしますと、資金運用勘定の平均残高は前年同期比1兆7,822億円減少して64兆6,574億円、利息は同2,943億円減少して7,537億円、利回りは2.33%となりました。一方、資金調達勘定の平均残高は前年同期比7,899億円増加して66兆4,999億円、利息は同2,842億円減少して5,696億円、利回りは1.71%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	43,853,656	401,102	1.82
	当中間連結会計期間	44,501,190	343,224	1.54
うち貸出金	前中間連結会計期間	20,420,171	148,148	1.45
	当中間連結会計期間	19,898,383	145,655	1.46
うち有価証券	前中間連結会計期間	15,714,347	204,876	2.60
	当中間連結会計期間	15,854,184	148,878	1.87
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	88,202	848	1.92
	当中間連結会計期間	91,937	722	1.57
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	333,795	658	0.39
	当中間連結会計期間	630,333	1,350	0.42
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	5,799,294	17,524	0.60
	当中間連結会計期間	5,242,441	15,002	0.57
うち預け金	前中間連結会計期間	870,365	18,452	4.24
	当中間連結会計期間	329,124	5,015	3.04
資金調達勘定	前中間連結会計期間	44,301,154	304,754	1.37
	当中間連結会計期間	46,562,969	237,402	1.01
うち預金	前中間連結会計期間	11,267,170	73,384	1.30
	当中間連結会計期間	10,970,330	48,084	0.87
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	5,987,623	18,142	0.60
	当中間連結会計期間	7,774,614	26,688	0.68
うち債券	前中間連結会計期間	2,992,422	11,586	0.77
	当中間連結会計期間	2,023,654	7,946	0.78
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	7,972,824	25,203	0.63
	当中間連結会計期間	8,940,251	32,265	0.72
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	2,105,204	28,282	2.68
	当中間連結会計期間	2,448,773	23,816	1.94
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	4,293,782	11,318	0.52
	当中間連結会計期間	5,056,276	12,630	0.49
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	15,000	40	0.53
	当中間連結会計期間	15,000	21	0.28
うち借入金	前中間連結会計期間	5,797,167	61,647	2.12
	当中間連結会計期間	6,289,657	58,903	1.87

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	27,959,855	770,773	5.51
	当中間連結会計期間	26,398,505	486,290	3.68
うち貸出金	前中間連結会計期間	10,945,523	291,931	5.33
	当中間連結会計期間	12,094,043	255,976	4.23
うち有価証券	前中間連結会計期間	2,966,354	74,179	5.00
	当中間連結会計期間	2,385,815	43,316	3.63
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	223,195	6,266	5.61
	当中間連結会計期間	167,152	4,092	4.89
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	10,792,904	310,809	5.75
	当中間連結会計期間	9,500,254	146,080	3.07
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	1,182,814	24,593	4.15
	当中間連結会計期間	1,304,472	23,009	3.52
資金調達勘定	前中間連結会計期間	26,134,972	661,790	5.06
	当中間連結会計期間	25,483,373	403,767	3.16
うち預金	前中間連結会計期間	8,936,753	172,928	3.87
	当中間連結会計期間	8,691,715	108,912	2.50
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,873,739	51,068	5.45
	当中間連結会計期間	946,376	17,172	3.62
うち債券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	356,589	10,544	5.91
	当中間連結会計期間	397,461	9,640	4.85
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	13,631,480	378,697	5.55
	当中間連結会計期間	11,892,608	166,621	2.80
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	445,893	11,324	5.07
	当中間連結会計期間	531,330	10,599	3.98

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	71,813,511	5,373,876	66,439,635	1,171,876	123,835	1,048,041	3.15
	当中間連結会計期間	70,899,696	6,242,286	64,657,409	829,515	75,799	753,715	2.33
うち貸出金	前中間連結会計期間	31,365,694	1,508,469	29,857,224	440,080	29,743	410,336	2.74
	当中間連結会計期間	31,992,426	1,540,557	30,451,869	401,632	25,655	375,976	2.46
うち有価証券	前中間連結会計期間	18,680,702	791,942	17,888,759	279,056	15,505	263,551	2.94
	当中間連結会計期間	18,240,000	785,008	17,454,991	192,195	8,878	183,317	2.10
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	311,397	3,487	307,910	7,115	3	7,111	4.61
	当中間連結会計期間	259,089	-	259,089	4,814	-	4,814	3.71
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	11,126,700	1,628,700	9,497,999	311,468	27,191	284,277	5.98
	当中間連結会計期間	10,130,588	1,919,241	8,211,346	147,430	20,566	126,864	3.08
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	5,799,294	1,275	5,798,019	17,524	2	17,522	0.60
	当中間連結会計期間	5,242,441	1,332	5,241,108	15,002	2	15,000	0.57
うち預け金	前中間連結会計期間	2,053,179	131,618	1,921,560	43,045	3,258	39,787	4.14
	当中間連結会計期間	1,633,596	164,407	1,469,189	28,024	2,384	25,640	3.49
資金調達勘定	前中間連結会計期間	70,436,126	4,726,145	65,709,981	966,544	112,624	853,920	2.59
	当中間連結会計期間	72,046,343	5,546,434	66,499,909	641,169	71,486	569,682	1.71
うち預金	前中間連結会計期間	20,203,923	200,971	20,002,952	246,313	2,002	244,310	2.44
	当中間連結会計期間	19,662,046	115,295	19,546,750	156,997	1,002	155,994	1.59
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	7,861,362	-	7,861,362	69,211	-	69,211	1.76
	当中間連結会計期間	8,720,990	-	8,720,990	43,860	-	43,860	1.00
うち債券	前中間連結会計期間	2,992,422	-	2,992,422	11,586	-	11,586	0.77
	当中間連結会計期間	2,023,654	-	2,023,654	7,946	-	7,946	0.78
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	8,329,413	6	8,329,407	35,747	0	35,747	0.85
	当中間連結会計期間	9,337,713	49,210	9,288,502	41,906	1,474	40,431	0.87
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	15,736,685	1,627,485	14,109,199	406,980	27,207	379,772	5.38
	当中間連結会計期間	14,341,382	1,917,838	12,423,543	190,437	20,760	169,677	2.73
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	4,293,782	2,415	4,291,366	11,318	8	11,310	0.52
	当中間連結会計期間	5,056,276	1,444	5,054,831	12,630	4	12,625	0.49
うちコマースナル・ペ ーパー	前中間連結会計期間	15,000	-	15,000	40	-	40	0.53
	当中間連結会計期間	15,000	-	15,000	21	-	21	0.28
うち借入金	前中間連結会計期間	6,243,060	1,572,581	4,670,479	72,971	35,204	37,767	1.61
	当中間連結会計期間	6,820,987	1,604,028	5,216,959	69,502	29,727	39,774	1.52

(注) 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(3)国内・海外別役務取引の状況

国内の役務取引等収益は、前年同期比18億円減少し663億円となり、その主な内訳は、預金・債券・貸出業務で同56億円増加し241億円、証券関連業務で同85億円減少し111億円となりました。また、役務取引等費用は、前年同期比58億円減少し137億円となりました。

海外の役務取引等収益は、前年同期比194億円減少し345億円となり、その主な内訳は、預金・債券・貸出業務で同154億円減少し147億円となりました。また、役務取引等費用は前年同期比61億円減少し147億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	68,119	53,999	13,863	108,255
	当中間連結会計期間	66,319	34,530	7,076	93,772
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	18,545	30,200	51	48,694
	当中間連結会計期間	24,197	14,739	135	38,801
うち為替業務	前中間連結会計期間	12,112	1,986	12	14,086
	当中間連結会計期間	11,464	2,598	26	14,037
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	19,671	12,252	11,649	20,274
	当中間連結会計期間	11,121	7,060	5,282	12,899
うち代理業務	前中間連結会計期間	2,955	-	18	2,936
	当中間連結会計期間	3,114	4	15	3,102
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	22	1	0	23
	当中間連結会計期間	12	1	0	13
うち保証業務	前中間連結会計期間	3,556	3,054	190	6,421
	当中間連結会計期間	6,300	3,163	188	9,275
役務取引等費用	前中間連結会計期間	19,612	20,883	13,505	26,989
	当中間連結会計期間	13,799	14,746	6,258	22,287
うち為替業務	前中間連結会計期間	3,886	77	-	3,963
	当中間連結会計期間	3,488	110	16	3,582

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

国内の特定取引収益は、前年同期比564億円減少し290億円となり、その主な内訳は、商品有価証券収益で同120億円増加し218億円、特定金融派生商品収益で同673億円減少し24億円となりました。

海外の特定取引収益は、前年同期比760億円増加し1,134億円となり、特定取引費用は、同409億円増加し920億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	85,462	37,362	11,877	110,947
	当中間連結会計期間	29,022	113,437	21,837	120,621
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	9,830	-	9,830	-
	当中間連結会計期間	21,837	-	21,837	-
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	2,388	-	2,047	341
	当中間連結会計期間	1,315	6,248	-	7,564
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	69,779	37,362	-	107,141
	当中間連結会計期間	2,423	107,188	-	109,612
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	3,464	-	-	3,464
	当中間連結会計期間	3,445	-	-	3,445
特定取引費用	前中間連結会計期間	-	51,044	11,877	39,166
	当中間連結会計期間	-	92,031	21,837	70,193
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	-	48,996	9,830	39,166
	当中間連結会計期間	-	92,031	21,837	70,193
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	-	2,047	2,047	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

特定取引資産・負債の内訳（末残）

国内につきましては、特定取引資産は前年同期比7,886億円減少し8兆17億円となり、その主な内訳は、商品有価証券で同1兆3,060億円減少し5兆1,163億円、商品有価証券派生商品で同1,004億円増加し2,077億円、特定金融派生商品で同4,145億円増加し1兆8,035億円となりました。また、特定取引負債は、前年同期比4,811億円減少し5兆2,996億円となり、その主な内訳は、売付商品債券で同8,814億円減少し3兆3,126億円、特定金融派生商品で同3,447億円増加し1兆7,953億円となりました。

海外につきましては、特定取引資産は前年同期比7,959億円増加し3兆7,391億円、特定取引負債は同584億円増加し2兆3,635億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額（ ）	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引資産	前中間連結会計期間	8,790,405	2,943,210	453,538	11,280,077
	当中間連結会計期間	8,001,729	3,739,165	559,248	11,181,646
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	6,422,403	1,256,027	-	7,678,430
	当中間連結会計期間	5,116,337	1,191,245	-	6,307,583
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	107,329	552	-	107,881
	当中間連結会計期間	207,752	1,224	-	208,976
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	1,004	584,332	-	585,336
	当中間連結会計期間	-	928,902	-	928,902
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	2,364	492	-	2,856
	当中間連結会計期間	22	146	-	169
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,388,989	1,052,539	453,538	1,987,990
	当中間連結会計期間	1,803,547	1,573,754	559,248	2,818,053
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	868,313	49,267	-	917,581
	当中間連結会計期間	874,069	43,891	-	917,960
特定取引負債	前中間連結会計期間	5,780,770	2,305,052	453,538	7,632,284
	当中間連結会計期間	5,299,660	2,363,548	559,248	7,103,959
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	4,194,097	603,443	-	4,797,540
	当中間連結会計期間	3,312,650	418,129	-	3,730,779
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	134,265	606	-	134,872
	当中間連結会計期間	191,952	72	-	192,025
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	-	512,922	-	512,922
	当中間連結会計期間	-	373,505	-	373,505
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	1,810	4	-	1,815
	当中間連結会計期間	326	5,285	-	4,958
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,450,596	1,188,074	453,538	2,185,132
	当中間連結会計期間	1,795,383	1,566,555	559,248	2,802,690
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-

（注）1．「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2．「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3．「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	11,207,644	9,272,497	311,415	20,168,725
	当中間連結会計期間	11,827,995	8,445,730	76,078	20,197,646
うち流動性預金	前中間連結会計期間	5,299,372	890,818	1,456	6,188,734
	当中間連結会計期間	5,827,159	884,923	62	6,712,020
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2,830,947	8,183,279	309,929	10,704,297
	当中間連結会計期間	3,144,195	7,548,079	74,068	10,618,206
うちその他	前中間連結会計期間	3,077,324	198,398	29	3,275,693
	当中間連結会計期間	2,856,640	12,727	1,947	2,867,419
譲渡性預金	前中間連結会計期間	5,910,090	1,485,742	-	7,395,832
	当中間連結会計期間	7,394,410	906,555	-	8,300,965
総合計	前中間連結会計期間	17,117,734	10,758,239	311,415	27,564,558
	当中間連結会計期間	19,222,405	9,352,285	76,078	28,498,612

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金とは、定期預金であります。

(6) 国内・海外別債券残高の状況
債券の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付みずほコーポレート 銀行債券	前中間連結会計期間	2,689,360	-	-	2,689,360
	当中間連結会計期間	1,803,510	-	-	1,803,510

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	19,675,071	100.00	20,285,839	100.00
製造業	3,674,007	18.67	3,707,706	18.28
農業	993	0.01	741	0.00
林業	-	-	-	-
漁業	422	0.00	236	0.00
鉱業	116,689	0.59	81,562	0.40
建設業	489,420	2.49	505,849	2.49
電気・ガス・熱供給・水道業	486,324	2.47	640,005	3.15
情報通信業	257,895	1.31	298,360	1.47
運輸業	1,442,784	7.33	1,569,417	7.74
卸売・小売業	1,436,741	7.30	1,423,090	7.02
金融・保険業	3,430,129	17.44	3,581,480	17.65
不動産業	2,230,440	11.34	2,680,642	13.21
各種サービス業	3,828,746	19.46	3,894,441	19.20
地方公共団体	62,185	0.32	72,342	0.36
政府等	1,448,312	7.36	1,131,031	5.58
その他	769,977	3.91	698,932	3.45
海外及び特別国際金融取引勘定分	10,506,399	100.00	10,604,186	100.00
政府等	249,467	2.38	322,155	3.04
金融機関	2,382,039	22.67	2,040,356	19.24
その他	7,874,892	74.95	8,241,675	77.72
合計	30,181,471	-	30,890,026	-

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成19年9月30日	タンザニア	618
	ウルグアイ	519
	その他（2ヶ国）	36
	合計	1,175
	（資産の総額に対する割合：％）	(0.00)
平成20年9月30日	パキスタン	95
	その他（2ヶ国）	10
	合計	106
	（資産の総額に対する割合：％）	(0.00)

（注） 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(8) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	4,270,536	-	4,270,536
	当中間連結会計期間	7,178,560	-	7,178,560
地方債	前中間連結会計期間	11,482	-	11,482
	当中間連結会計期間	27,422	-	27,422
社債	前中間連結会計期間	660,815	513	661,329
	当中間連結会計期間	852,881	496	853,377
株式	前中間連結会計期間	4,127,877	-	4,127,877
	当中間連結会計期間	2,978,659	-	2,978,659
その他の証券	前中間連結会計期間	5,586,800	2,775,287	8,362,087
	当中間連結会計期間	3,998,870	1,983,164	5,982,034
合計	前中間連結会計期間	14,657,511	2,775,801	17,433,313
	当中間連結会計期間	15,036,393	1,983,660	17,020,053

- （注） 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	301,877	268,645	33,232
経費(除く臨時処理分)	123,606	123,400	205
人件費	43,401	43,395	6
物件費	73,627	74,272	644
税金	6,576	5,732	844
業務純益(一般貸倒引当金純繰入前)	178,271	145,244	33,026
一般貸倒引当金純繰入額	-	-	-
業務純益	178,271	145,244	33,026
うち国債等債券損益	35,987	12,447	23,539
臨時損益	10,563	95,197	105,760
株式関係損益	60,135	1,305	58,829
不良債権処理損失	16,334	37,421	21,086
その他	33,237	59,081	25,844
経常利益	188,835	50,047	138,787
特別損益	23,180	24,644	1,464
うち固定資産処分損益	517	2,477	2,995
うち減損損失	38	774	735
うち貸倒引当金純取崩額等	22,530	31,755	9,225
うち投資損失引当金純取崩額	33	-	33
税引前中間純利益	212,015	74,692	137,323
法人税、住民税及び事業税	19	19	0
法人税等調整額	38,216	11,069	49,286
中間純利益	173,779	85,743	88,036

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金純繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金純繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却 - 投資損失引当金純繰入額(債券対応分) ± 金融派生商品損益(債券関連)

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金純繰入額(株式対応分) ± 金融派生商品損益(株式関連)

7. 投資損失引当金が取崩超の場合、投資損失引当金純取崩額を特別利益として計上しており、国債等債券損益・株式関係損益に投資損失引当金純繰入額は含まれておりません。

与信関係費用の内訳

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
一般貸倒引当金純繰入額	35,400	49,185	13,784
貸出金償却	5,788	31,203	25,414
個別貸倒引当金純繰入額	22,587	21,661	925
特定海外債権引当勘定純繰入額	2,694	62	2,632
偶発損失引当金純繰入額	3,524	1,774	1,749
その他債権売却損等	-	273	273
合計	6,195	5,665	11,860

与信関係費用 = 不良債権処理額 + 一般貸倒引当金純繰入額 + 貸倒引当金純取崩額等

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1)資金運用利回	1.32	1.22	0.09
(イ)貸出金利回	1.28	1.33	0.05
(ロ)有価証券利回	1.56	1.12	0.44
(2)資金調達原価(含む経費)	1.04	1.06	0.02
(イ)預金債券等原価(含む経費)	1.24	1.31	0.07
預金債券等利回	0.47	0.53	0.05
(ロ)外部負債利回	0.66	0.75	0.09
(3)総資金利鞘	-	0.15	0.12
(4)預貸金利鞘	-	0.01	0.02
(5)預貸金利回差	-	0.79	0.00

(注) 1. 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。

2. 貸出金利回は、(株)みずほフィナンシャルグループ向け貸出金を控除しております。

3. 預金債券等には譲渡性預金を含んでおります。

4. 「外部負債」 = コールマネー + 売現先勘定 + 借入金

3. 自己資本利益率（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B）-（A）
業務純益ベース （一般貸倒引当金繰入前）	16.9	21.8	4.9
業務純益ベース	16.9	21.8	4.9
中間純利益ベース	16.5	12.9	3.6

（注） 自己資本利益率 = $\frac{\text{当期純利益等（1）} - \text{普通株主に帰属しない金額（2）}}{\left\{ \left(\frac{\text{期首株主資本および評価・換算差額等}}{\text{期首発行済優先株式数}} \times \text{発行価額} \right) + \left(\frac{\text{期末株主資本および評価・換算差額等}}{\text{期末発行済優先株式数}} \times \text{発行価額} \right) \right\} \div 2} \times 100$

- 1 中間純利益等 × 365日 / 183日
- 2 剰余金の配当による優先配当額等

4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）-（A）
預金（末残）	19,179,872	19,508,079	328,206
預金（平残）	19,140,078	18,860,810	279,267
債券（末残）	2,689,560	1,803,510	886,050
債券（平残）	2,992,622	2,023,654	968,967
貸出金（末残）	29,095,862	29,928,662	832,799
貸出金（平残）	28,955,762	29,494,451	538,689

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）-（A）
個人	5,368	6,419	1,050
一般法人	7,627,247	7,745,333	118,085
金融機関・政府公金	1,875,594	2,339,331	463,737
合計	9,508,211	10,091,083	582,872

（注） 海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

(3)消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	-	-	-
うち住宅ローン残高	-	-	-
うち居住者用住宅ローン残高	-	-	-
うちその他ローン残高	-	-	-

(4)中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金比率	%	44.9	39.5	5.3
中小企業等貸出金残高	百万円	8,930,331	8,128,569	801,762

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5.債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	1,084	26,183	1,212	29,262
信用状	8,353	491,572	7,000	528,973
保証	13,827	3,977,650	14,796	4,064,796
計	23,264	4,495,407	23,008	4,623,032

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,070,965	1,070,965
	うち非累積的永久優先株(注1)	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	330,334	330,334
	利益剰余金	943,751	610,253
	自己株式()	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	-
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	43,260	89,061
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	1,034,219	1,094,473
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	964,177	1,061,461
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	49,570	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	2,408	1,774
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	-	3,787
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	3,284,031	3,011,403
	繰延税金資産の控除金額()(注2)	-	-
計 (A)	3,284,031	3,011,403	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注3)	297,584	366,500	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	642,195	69,952
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	29,191	28,992
	一般貸倒引当金	3,651	2,765
	適格引当金が期待損失額を上回る額	36,352	-
	負債性資本調達手段等	1,290,955	1,335,349
	うち永久劣後債務(注4)	291,183	278,033
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注5)	999,772	1,057,316
	計	2,002,346	1,437,059
うち自己資本への算入額 (B)	2,002,346	1,437,059	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注6) (D)	276,393	280,290
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	5,009,985	4,168,172

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	25,009,449	23,816,288
	オフ・バランス取引等項目	9,259,708	7,496,753
	信用リスク・アセットの額 (F)	34,269,157	31,313,042
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	2,547,855	1,657,234
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	203,828	132,578
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	1,482,043	1,198,044
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	118,563	95,843
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	90,379	1,517,465
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	38,389,436	35,685,786
連結自己資本比率(国際統一基準) = E / L × 100 (%)		13.05	11.68
(参考)Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		8.55	8.43

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 平成20年9月30日における「繰延税金資産の純額に相当する額」は355,797百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は602,280百万円であります。
3. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。
4. 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,070,965	1,070,965
	うち非累積的永久優先株（注1）	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	330,334	330,334
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	70,700	110,701
	その他利益剰余金	893,774	477,232
	その他	790,517	662,017
	自己株式（ ）	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	2,408	1,774
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	-	8,340
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	3,153,883	2,641,136
	繰延税金資産の控除金額（ ）（注2）	-	-
計（A）	3,153,883	2,641,136	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注3）	297,584	366,500
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	632,607	67,991
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	29,191	28,992
	一般貸倒引当金	1,234	721
	適格引当金が期待損失額を上回る額	33,651	-
	負債性資本調達手段等	1,443,478	1,714,314
	うち永久劣後債務（注4）	470,517	682,938
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注5）	972,960	1,031,376
計	2,140,163	1,812,019	
うち自己資本への算入額（B）	2,140,163	1,812,019	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額（C）	-	-
控除項目	控除項目（注6）（D）	151,711	67,261
自己資本額	（A）+（B）+（C）-（D）（E）	5,142,335	4,385,895
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	24,218,534	23,709,268
	オフ・バランス取引等項目	8,120,986	7,054,981
	信用リスク・アセットの額（F）	32,339,520	30,764,249
	マーケット・リスク相当額に係る額（（H）/8%）（参考）マーケット・リスク相当額（H）	264,291	293,775
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（J）/8%）（参考）オペレーショナル・リスク相当額（J）	21,143	23,502
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額（K）	1,200,650	1,135,860
	計（（F）+（G）+（I）+（K））（L）	96,052	90,868
	計（（F）+（G）+（I）+（K））（L）	1,839,570	2,556,702
単体自己資本比率（国際統一基準）= E / L × 100（%）	14.42	12.62	
（参考）Tier 1 比率 = A / L × 100（%）	8.84	7.60	

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載していません。
2. 平成20年9月30日における当行の「繰延税金資産に相当する額」は320,374百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は528,227百万円であります。
3. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。
4. 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれておりません。

() 優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) B Limited (以下、「MPCB」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCB優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) C Limited (以下、「MPCC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCC優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) D Limited (以下、「MPCD」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCD優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	変動配当(ステップアップ配当なし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	変動配当(ステップアップ配当なし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	変動配当(ステップアップ配当なし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	636億円	497億円	1,858億円
払込日	平成14年2月14日	平成14年2月14日	平成14年3月22日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がMPCBに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当行優先株式(注2)への配当が停止された場合 当行がMPCBに対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当行がMPCBに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がMPCCに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当行優先株式(注2)への配当が停止された場合 当行がMPCCに対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当行がMPCCに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がMPCDに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当行優先株式(注2)への配当が停止された場合 当行がMPCDに対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当行がMPCDに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合

強制配当事由	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び分配可能額制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び分配可能額制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び分配可能額制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。
分配可能額制限	当行がMPCBに対して、分配可能額制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注3）に制限される。	当行がMPCCに対して、分配可能額制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注3）に制限される。	当行がMPCDに対して、分配可能額制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注3）に制限される。
配当制限	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注6）への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注6）への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注6）への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式（注2）と同格	当行優先株式（注2）と同格	当行優先株式（注2）と同格

(注) 1 . 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行がMPCB、MPCC及びMPCDに対して交付する証明書（ただし損失補填事由が以下の 場合には、その交付は当行の裁量による）であり、損失補填事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。 当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の終了を内容とする更生計画の認可がなされた場合、 会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、 監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合、もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合、 自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、 債務不履行またはその恐れのある場合、 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2 . 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3 . 可処分分配可能額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から、ある事業年度において当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある事業年度に当行優先株式に支払われる中間配当は、可処分分配可能額の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、当行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPCB（MPCC、MPCDの欄については、それぞれMPCC、MPCD）との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分分配可能額は以下のように調整される。調整後の可処分分配可能額 = 可処分分配可能額 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

4. 分配可能額制限証明書

可処分分配可能額が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該事業年度における可処分分配可能額を記載するものをいう。

5. 強制配当日

当行普通株式について配当がなされた事業年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6. パリティ優先出資証券

MPCB（またはMPCC、MPCD）が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPCB優先出資証券（MPCC、MPCDの欄については、それぞれ本MPCC優先出資証券、本MPCD優先出資証券。以下、本注記において同様。）と同じである優先出資証券及び本MPCB優先出資証券の総称。（たとえば、MPCBでは、パリティ優先出資証券とは本MPCB優先出資証券及び今後新たにMPCBから発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。）

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	MHCB Capital Investment (USD) 1 Limited (以下、「CBCI(USD)1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本CBCI(USD)1優先出資証券」という。)	MHCB Capital Investment (EUR) 1 Limited (以下、「CBCI(EUR)1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本CBCI(EUR)1優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成23年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	当初10年間は固定配当(ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初5年間は固定配当(ただし、平成23年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月30日及び12月30日	平成23年6月までは毎年6月30日 平成23年12月以降は毎年6月30日及び12月30日
発行総額	168百万米ドル	5億ユーロ
払込日	平成18年3月13日	平成18年3月13日
配当停止条件	(強制配当停止・減額事由) 当行に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額(注11)が不足し、または当行優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がCBCI(USD)1に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がCBCI(USD)1に対して配当停止通知を送付した場合	(強制配当停止・減額事由) 当行に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額(注12)が不足し、または当行優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がCBCI(EUR)1に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がCBCI(EUR)1に対して配当停止通知を送付した場合
強制配当事由	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本CBCI(USD)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本CBCI(EUR)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本CBCI(USD)1優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注11)の範囲で支払われる。	本CBCI(EUR)1優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注12)の範囲で支払われる。
配当制限	当行優先株式(注13)への配当が減額された場合には本CBCI(USD)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式(注13)への配当が減額された場合には本CBCI(EUR)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式(注13)と同格	当行優先株式(注13)と同格

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	MHCB Capital Investment (JPY) 1 Limited (以下、「CBCI (JPY) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本CBCI (JPY) 1 優先出資証券」という。)	MHCB Capital Investment (JPY) 2 Limited (以下、「CBCI (JPY) 2」といい、以下に記載される優先出資証券を「本CBCI (JPY) 2 優先出資証券」という。)	MHCB Capital Investment (JPY) 3 Limited (以下、「CBCI (JPY) 3」といい、以下に記載される優先出資証券Series A 及びSeries Bを総称して「本CBCI (JPY) 3 優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成30年6月の配当計算日（注15）を初回とし、以降各配当計算日（注15）に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成31年6月の配当計算日（注15）を初回とし、以降各配当計算日（注15）に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	当初10年間は固定配当（ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初10年間は固定配当（ただし、平成30年6月より後に到来する配当計算日（注15）以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	Series A 当初10年間は固定配当（ただし、平成31年6月より後に到来する配当計算日（注15）以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。） Series B 当初10年間は固定配当（ただし、平成31年6月より後に到来する配当計算日（注15）以降は変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月の最終営業日の前営業日及び12月の最終営業日（12月31日を除く。）の前営業日	毎年6月の最終営業日の前営業日及び12月の最終営業日（12月31日を除く。）の前営業日
発行総額	2,800億円	1,920億円	Series A 1,745億円 Series B 375億円
払込日	平成19年1月12日	平成20年1月11日	平成20年7月11日

<p>配当停止条件</p>	<p>(強制配当停止・減額事由) 当行に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額(注14)が不足し、または当行優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がCBCI(JPY)1に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がCBCI(JPY)1に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>(強制配当停止・減額事由) 当行に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額(注16)が不足し、または当行優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がCBCI(JPY)2に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がCBCI(JPY)2に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>(強制配当停止・減額事由) 当行に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額(注17)が不足し、または当行優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がCBCI(JPY)3に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がCBCI(JPY)3に対して配当停止通知を送付した場合</p>
<p>強制配当事由</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本CBCI(JPY)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本CBCI(JPY)2優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本CBCI(JPY)3優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。</p>
<p>分配可能額制限</p>	<p>本CBCI(JPY)1優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注14)の範囲で支払われる。</p>	<p>本CBCI(JPY)2優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注16)の範囲で支払われる。</p>	<p>本CBCI(JPY)3優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注17)の範囲で支払われる。</p>
<p>配当制限</p>	<p>当行優先株式(注13)への配当が減額された場合には本CBCI(JPY)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。</p>	<p>当行優先株式(注13)への配当が減額された場合には本CBCI(JPY)2優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。</p>	<p>当行優先株式(注13)への配当が減額された場合には本CBCI(JPY)3優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。</p>
<p>残余財産請求権</p>	<p>当行優先株式(注13)と同格</p>	<p>当行優先株式(注13)と同格</p>	<p>当行優先株式(注13)と同格</p>

(注) 7. 清算事由

当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合。

8. 更生事由

当行につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合。

9. 支払不能事由

当行につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

10. 公的介入

監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合。

11. 本CBCI(USD)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本CBCI(USD)1優先出資証券への満額配当金額と、本CBCI(USD)1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本CBCI(USD)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本CBCI(USD)1優先出資証券の配当支払日に支払われた本CBCI(USD)1優先出資証券および6月の本CBCI(USD)1優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本CBCI(USD)1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本CBCI(USD)1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12. 本CBCI(EUR)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

(平成23年6月の配当支払日まで)

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本CBCI(EUR)1優先出資証券への満額配当金額と、本CBCI(EUR)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)に対する本年度の満額配当金額で按分した金額

(平成23年12月の配当支払日以降)

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本CBCI(EUR)1優先出資証券への満額配当金額と、本CBCI(EUR)1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本CBCI(EUR)1優先出資証券の配当支払日に支払われた本CBCI(EUR)1優先出資証券および6月の本CBCI(EUR)1優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本CBCI(EUR)1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本CBCI(EUR)1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

13. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式。

14. 本CBCI (JPY) 1優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本CBCI (JPY) 1優先出資証券への満額配当金額と、本CBCI (JPY) 1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本CBCI (JPY) 1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本CBCI (JPY) 1優先出資証券の配当支払日に支払われた本CBCI (JPY) 1優先出資証券および6月の本CBCI (JPY) 1優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本CBCI (JPY) 1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本CBCI (JPY) 1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

15. 配当計算日

毎年6月30日及び12月30日

16. 本CBCI (JPY) 2優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本CBCI (JPY) 2優先出資証券への満額配当金額と、本CBCI (JPY) 2優先出資証券の配当支払日の直後の配当計算日(注15)までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本CBCI (JPY) 2優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本CBCI (JPY) 2優先出資証券の配当支払日に支払われた本CBCI (JPY) 2優先出資証券および6月の本CBCI (JPY) 2優先出資証券の配当支払日の直後の配当計算日(注15)までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本CBCI (JPY) 2優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本CBCI (JPY) 2優先出資証券への配当支払日の直後の配当計算日(注15)の翌日から12月の配当支払日の直後の配当計算日(注15)までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

17. 本CBCI (JPY) 3優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本CBCI (JPY) 3優先出資証券への満額配当金額と、本CBCI (JPY) 3優先出資証券の配当支払日の直後の配当計算日(注15)までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本CBCI (JPY) 3優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額(平成20年12月の配当可能金額を除く)

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本CBCI (JPY) 3優先出資証券の配当支払日に支払われた本CBCI (JPY) 3優先出資証券および6月の本CBCI (JPY) 3優先出資証券の配当支払日の直後の配当計算日(注15)までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本CBCI (JPY) 3優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本CBCI (JPY) 3優先出資証券への配当支払日の直後の配当計算日(注15)の翌日から12月の配当支払日の直後の配当計算日(注15)までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

平成20年12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、その時点での事業年度開始後平成20年6月30日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本CBCI (JPY) 3優先出資証券への平成20年12月の配当支払日における満額配当金額と、平成20年6月30日の翌日から平成20年12月の配当支払日の直後の配当計算日(注15)までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	173	217
危険債権	2,194	675
要管理債権	2,347	2,013
正常債権	342,687	354,774

(注) 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

サブプライム問題を契機とする世界的な金融市場の混乱が、欧米をはじめとする世界各国の実体経済に大きな影響を与えており、わが国におきましても金融・経済全般にわたりその影響は深刻さを増しております。

こうした足元の厳しい環境変化を踏まえ、当グループでは、財務の健全性を十分に維持しつつ、お客さまニーズに基づき編成された三つのグローバルグループが、それぞれの特色を活かしたビジネス戦略を着実に遂行してまいります。グループ各社は、メリハリをつけた経営資源配分により資本の有効活用を図るなど効率的な業務運営を一層進めてまいります。また各社は、それぞれの強みを活かすと同時に相互の連携も強化しながらお客さまに最高の金融サービスを提供し、収益力の増強に取り組んでまいります。併せて、盤石な法令遵守態勢及び高度なリスク管理態勢を構築することで、国内外のお客さまから、更に厚い信頼をいただけるよう注力してまいります。

[ビジネス戦略]

グローバルコーポレートグループの中核会社である当行は、一段と不透明さを増す足元の市場環境を十分に見極めながら経営資源の選別的・機動的な投入等を行い、グローバルな戦略展開を進めてまいります。すなわち、リスク管理等のグローバルなビジネス基盤の構築を前提に、国内外においてお客さまニーズに即した高度かつ多様な金融ソリューション提供力の強化を目指し、具体的には以下の施策に重点的に取り組んでまいります。米国において、平成18年12月に取得した、米国銀行持株会社法に基づくFinancial Holding Company（金融持株会社）の資格を活用し、銀行・証券連携によりお客さまを一体的にサポートする投資銀行ビジネスを展開してまいります。日本では、銀行・証券の業際規制緩和の動きを見据え、みずほ証券との連携を一層高度化し各種ソリューションを提供してまいります。また、平成19年6月に中国で営業を開始した「みずほコーポレート銀行（中国）有限公司」をベースとして、中国内拠点の拡充を進めていくとともに、その他の地域についても、戦略的かつ機動的に拠点ネットワークを拡充してまいります。さらに、これまで中国やインド等の有力金融機関との提携・出資を行ってまいりましたが、拠点ネットワークを補完し、各地域へのお客さまの事業展開をよりきめ細かくサポートする観点から、引き続き外部金融機関との戦略的提携を推進してまいります。

当行は、みずほフィナンシャルグループの一員として、ブランドスローガン『Channel to Discovery』に込めた、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指し、強固な内部管理態勢のもとでビジネス戦略を着実に遂行するとともに、金融教育の支援や環境への取組といったCSR活動を推進することで、社会的責任と公共的使命を果たしつつ、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

新光証券・みずほ証券の合併について

当行連結子会社であるみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）及び当行持分法適用関連会社である新光証券株式会社（以下、「新光証券」といいます。）は、平成19年3月29日付で合併契約書（「本合併契約」）を締結し、本合併に向けての準備を進めてまいりましたが、本合併契約にかかる両社の株主総会の承認決議から相当の時間を経過していることに鑑みて、本合併契約を一旦解除した上で、合併を行なうことについての基本方針及び基本事項をあらためて確認し、平成20年4月28日付で「合併基本合意書」を締結いたしました。

今後、合併比率等の見直しの協議を行なった上で、再度合併契約書を締結し、両社の株主総会における承認及び関係当局の認可等を取得してまいります。

1. 合併の目的

我が国の金融・資本市場は、所謂『金融ビッグバン』から10年を経過して、『貯蓄から投資へ』の流れが加速しはじめるとともに、バブル崩壊後の金融システム不安も克服し、市場型金融システムへの転換が大きく進みつつある状況にあります。

特に、ホールセール分野においては、大企業のグローバルな事業展開や国内外の資本市場を通じた資金調達方法の多様化が進展し、M&Aを通じた事業再編も今やクロスボーダーで行われることが当然の世界となってまいりました。また、機関投資家の国際分散投資の拡大やファンドビジネスの拡大等、国内外の金融・資本市場の垣根は一段と低くなり、グローバルベースでマネーフローが拡大・加速化しています。このような環境変化の中で、ホールセールの金融分野は、今や、国内外の有力プレーヤーが熾烈な競争を展開する世界へ変貌しております。

みずほフィナンシャルグループでは、このような金融・資本市場の動きに対応し、お取引先に対して最適な商品・サービス・ソリューションを提供するために、銀行・証券の一体的な運営を推進してまいりました。

具体的には、大企業やグローバル企業等のお取引先のニーズにお応えするために、当行とみずほ証券は『グローバルコーポレートグループ』として連携するとともに、更には、新光証券も当行やみずほ証券と連携を図りながら、全国ネットの総合証券としてフルラインの証券総合サービスを提供してまいりました。

しかしながら、国境を越えて急速に拡大・変化する金融・資本市場に対応し、グローバルな金融マーケットで勝ち残るには、安定した顧客基盤とともに、高度化・多様化するお取引先のニーズに対して的確かつ迅速にお応えするために、グローバルベースで競争力のある最先端の総合金融サービスを提供できる体制の再構築が必要であるとの判断に至りました。

すなわち、当行並びにみずほ証券、新光証券は、みずほ証券の持つ投資銀行業務のグローバルなプラットフォームと、新光証券の持つ全国ベースのフルラインの総合証券ネットワークを結合させることで、銀行・証券の一体的な運営体制を更に強化することが、みずほフィナンシャルグループの競争力の更なる拡大強化と株主価値の極大化に繋がるとの共通認識に至ったものであります。

合併後の会社は、当行と共に『グローバルコーポレートグループ』を構成し、当行が米国にて取得している金融持株会社（FHC・Financial Holding Company）の資格も戦略的に活用し、日本を代表する『投資銀行業務をグローバルに展開するフルラインの総合証券会社』となることを目指してまいります。

2. 合併の条件等

(1) 当該吸収合併の方法及び吸収合併に係る割当ての比率その他の合併基本合意書の概要等

吸収合併の方法

新光証券を吸収合併存続会社とし、みずほ証券を吸収合併消滅会社とする合併とします。

吸収合併に係る割当ての比率その他の合併基本合意書の概要

・吸収合併に係る割当ての比率及びその算定根拠

外部機関の評価も参考に、吸収合併契約の締結時までに新光証券とみずほ証券において協議の上決定致します。

・今後の日程

・吸収合併効力発生日 平成21年5月7日（予定）

なお、本合併の効力発生は、新光証券、みずほ証券両社の株主総会における合併契約の承認及び関係当局の認可等を停止条件と致します。

吸収合併契約の内容

吸収合併契約書は、今後新光証券とみずほ証券において協議の上締結する予定です。

(2) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容等(予定)

商号	みずほ証券株式会社(英文名:Mizuho Securities Co., Ltd.)
本店の所在地	千代田区大手町一丁目5番1号(現みずほ証券の本店所在地)
代表者の氏名	代表取締役会長 草間 高志(現・新光証券 代表取締役社長) 代表取締役社長 横尾 敬介(現・みずほ証券 取締役社長)
資本金の額	現在未定であり、今後新光証券とみずほ証券において協議の上会計処理を検討致します。
純資産の額	現在未定であり、今後新光証券とみずほ証券において協議の上会計処理を検討致します。
総資産の額	現在未定であり、今後新光証券とみずほ証券において協議の上会計処理を検討致します。
事業の内容	金融商品取引業

当該吸収合併の後の吸収合併存続会社は、東京証券取引所市場第一部、大阪証券取引所市場第一部、名古屋証券取引所市場第一部への上場を維持する予定であります。

なお、本合併に必要な事項は、今後新光証券とみずほ証券において協議の上決定します。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,399,999
第四種優先株式	64,500
第八種優先株式	85,500
第十三種優先株式	5,000,000
計	19,549,999

(注)「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款に定めております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成20年12月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,294,633	同左		当行における標準となる株式 (注)1
第二回第四種 優先株式	64,500	同左		(注)1、2
第八回第八種 優先株式	85,500	同左		(注)1、3
第十一回第十 三種優先株式	3,609,650	同左		(注)1、4
計	11,054,283	同左		

(注)1. 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

2. 第二回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万2,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万1,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2)残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3)取得条項

平成16年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間

配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4)議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(5)新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6)優先順位

第四種および第八種の各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

3. 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万7,600円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万3,800円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2)残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3)取得条項

平成16年8月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は1株につき200万円に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4)議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(5)新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6)優先順位

第四種および第八種の各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

4. 第十一回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万6,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき20万円を支払う。優先株主に対しては、上記20万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成20年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき20万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を200で除した額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算し、得られた額を200倍した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、第四種および第八種の各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】
該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】
該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年4月1日～ 平成20年9月30日	-	11,054,283	-	1,070,965,000	-	330,334,235

(5) 【大株主の状況】
普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	7,294,633	100.00
計		7,294,633	100.00

第二回第四種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	64,500	100.00
計		64,500	100.00

第八回第八種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	85,500	100.00
計		85,500	100.00

第十一回第十三種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	3,609,650	100.00
計		3,609,650	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 3,759,650		各種の優先株式の内容は、 「1. 株式等の状況」 「(1)株式の総数等」 「発行済株式」 (注)2~4に記載のとおりであります。 (注)
第二回第四種優先株式	64,500		
第八回第八種優先株式	85,500		
第十一回第十三種優先株式	3,609,650		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,294,633	7,294,633	当行における標準となる株式であります。(注)
端株			
発行済株式総数	11,054,283		
総株主の議決権		7,294,633	

(注) 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
計					

2 【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表については、新日本監査法人の中間監査を受け、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となっております。

1【中間連結財務諸表等】
 (1)【中間連結財務諸表】
 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	9 1,299,630	9 1,722,221	9 1,117,830
コールローン及び買入手形	248,660	255,779	214,825
買現先勘定	10,307,583	9,343,530	7,228,406
債券貸借取引支払保証金	5,570,891	5,750,377	5,976,453
買入金銭債権	215,445	164,606	176,024
特定取引資産	9 11,280,077	9 11,181,646	9 12,527,997
金銭の信託	16,624	28,926	18,226
有価証券	1, 2, 9, 16 17,433,313	1, 2, 9, 16 17,020,053	1, 2, 9, 16 17,012,842
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 9, 10 30,181,471	3, 4, 5, 6, 7, 9, 10 30,890,026	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 29,393,073
外国為替	7 648,045	7 665,969	7 686,201
金融派生商品		4,594,338	6,306,977
その他資産	9 5,317,569	9 3,656,203	9 3,679,756
有形固定資産	9, 11, 12, 13 137,188	9, 11, 12 138,317	9, 11, 12, 13 140,359
無形固定資産	130,717	100,324	97,273
債券繰延資産	0	-	-
繰延税金資産	35,360	362,943	187,103
支払承諾見返	16 3,552,831	3,547,348	3,561,917
貸倒引当金	295,174	195,215	227,125
投資損失引当金	65	2	2
資産の部合計	86,080,171	89,227,397	88,098,142

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部			
預金	9 20,168,725	9 20,197,646	9 20,280,984
譲渡性預金	7,395,832	8,300,965	8,036,781
債券	2,689,360	1,803,510	2,199,100
コールマネー及び売渡手形	9 9,177,124	9 10,565,575	9 9,240,538
売現先勘定	9 13,480,350	9 13,260,149	9 10,988,532
債券貸借取引受入担保金	9 4,015,445	9 4,563,321	9 5,138,997
コマーシャル・ペーパー	-	-	30,000
特定取引負債	7,632,284	7,103,959	7,930,664
借入金	9, 14 4,953,032	9, 14 5,020,987	9, 14 4,740,796
外国為替	179,342	261,661	220,887
短期社債	986,700	655,500	747,900
社債	15 2,128,136	15 2,917,993	15 2,603,057
金融派生商品		4,368,159	5,881,559
その他負債	9 5,249,498	3,363,243	2,722,490
賞与引当金	15,729	14,358	26,229
退職給付引当金	7,607	6,948	7,863
役員退職慰労引当金	2,555	620	2,978
貸出金売却損失引当金	23,468	54,231	50,895
偶発損失引当金	4,900	3,279	1,505
特別法上の引当金	2,027	1,416	2,027
繰延税金負債	118,659	7,145	6,908
再評価に係る繰延税金負債	11 27,140	11 26,960	11 27,140
支払承諾	16 3,552,831	3,547,348	3,561,917
負債の部合計	81,810,752	86,044,983	84,449,758
純資産の部			
資本金	1,070,965	1,070,965	1,070,965
資本剰余金	330,334	330,334	330,334
利益剰余金	944,212	611,548	742,229
株主資本合計	2,345,511	2,012,848	2,143,528
其他有価証券評価差額金	909,955	121,315	348,295
繰延ヘッジ損益	40,105	9,380	24,448
土地再評価差額金	11 37,729	11 37,467	11 37,729
為替換算調整勘定	43,260	89,061	84,534
評価・換算差額等合計	864,318	60,340	325,939
少数株主持分	1,059,588	1,109,225	1,178,915
純資産の部合計	4,269,419	3,182,414	3,648,383
負債及び純資産の部合計	86,080,171	89,227,397	88,098,142

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の要約連
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	結損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	1,434,632		1,117,691		2,769,693
資金運用収益	1,048,041		753,715		1,905,384
(うち貸出金利息)	410,336		375,976		807,895
(うち有価証券利息配当金)	263,551		183,317		476,260
信託報酬	0		-		0
役務取引等収益	108,255		93,772		213,966
特定取引収益	110,947		120,621		127,657
その他業務収益	62,512		82,584		204,595
その他経常収益	1 104,876		1 66,995		1 318,089
経常費用	1,256,116		1,055,977		2,781,099
資金調達費用	853,927		569,689		1,536,548
(うち預金利息)	244,310		155,994		432,618
(うち債券利息)	11,586		7,946		20,913
役務取引等費用	26,989		22,287		48,170
特定取引費用	39,166		70,193		226,244
その他業務費用	48,908		31,351		256,438
営業経費	201,667		200,716		397,298
その他経常費用	2 85,457		2 161,739		2 316,399
経常利益又は経常損失()	178,516		61,713		11,405
特別利益	3 22,780		3 24,908		3 91,801
特別損失	4 562		4 4,337		4 72,380
税金等調整前中間純利益	200,734		82,284		8,014
法人税、住民税及び事業税	6,243		5,990		13,620
法人税等調整額	24,582		12,532		58,801
法人税等合計			6,542		
少数株主利益又は少数株主損失()	23,597		19,767		8,735
中間純利益又は中間純損失()	146,311		69,059		55,671

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結株 主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,070,965	1,070,965	1,070,965
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	1,070,965	1,070,965	1,070,965
資本剰余金			
前期末残高	330,334	330,334	330,334
当中間期変動額			
自己株式の消却	-	-	0
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	0
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	330,334	330,334	330,334
利益剰余金			
前期末残高	994,548	742,229	994,548
在外子会社の会計処理変更に伴う増加額	2,867	-	2,867
当中間期変動額			
剰余金の配当	200,004	200,001	200,004
中間純利益又は中間純損失()	146,311	69,059	55,671
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	0
土地再評価差額金の取崩	489	262	489
当中間期変動額合計	53,203	130,680	255,186
当中間期末残高	944,212	611,548	742,229
自己株式			
前期末残高	-	-	-
当中間期変動額			
自己株式の取得	-	-	0
自己株式の消却	-	-	0
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	-	-	-
株主資本合計			
前期末残高	2,395,847	2,143,528	2,395,847
在外子会社の会計処理変更に伴う増加額	2,867	-	2,867
当中間期変動額			
剰余金の配当	200,004	200,001	200,004
中間純利益又は中間純損失()	146,311	69,059	55,671
自己株式の取得	-	-	0
自己株式の消却	-	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	489	262	489
当中間期変動額合計	53,203	130,680	255,186
当中間期末残高	2,345,511	2,012,848	2,143,528

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結株 主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	1,157,525	348,295	1,157,525
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	247,570	226,979	809,229
当中間期変動額合計	247,570	226,979	809,229
当中間期末残高	909,955	121,315	348,295
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	52,412	24,448	52,412
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	12,307	33,829	76,861
当中間期変動額合計	12,307	33,829	76,861
当中間期末残高	40,105	9,380	24,448
土地再評価差額金			
前期末残高	38,218	37,729	38,218
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	489	262	489
当中間期変動額合計	489	262	489
当中間期末残高	37,729	37,467	37,729
為替換算調整勘定			
前期末残高	45,087	84,534	45,087
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,827	4,527	39,446
当中間期変動額合計	1,827	4,527	39,446
当中間期末残高	43,260	89,061	84,534
評価・換算差額等合計			
前期末残高	1,098,244	325,939	1,098,244
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	233,925	265,599	772,304
当中間期変動額合計	233,925	265,599	772,304
当中間期末残高	864,318	60,340	325,939
少数株主持分			
前期末残高	1,206,302	1,178,915	1,206,302
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	146,713	69,689	27,386
当中間期変動額合計	146,713	69,689	27,386
当中間期末残高	1,059,588	1,109,225	1,178,915

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結株 主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
純資産合計			
前期末残高	4,700,394	3,648,383	4,700,394
在外子会社の会計処理変更に伴う増加額	2,867	-	2,867
当中間期変動額			
剰余金の配当	200,004	200,001	200,004
中間純利益又は中間純損失()	146,311	69,059	55,671
自己株式の取得	-	-	0
自己株式の消却	-	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	489	262	489
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	380,638	335,289	799,691
当中間期変動額合計	433,842	465,969	1,054,877
当中間期末残高	4,269,419	3,182,414	3,648,383

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	200,734	82,284	8,014
減価償却費	18,241	21,611	38,522
減損損失	42	774	50
のれん償却額	4,506	13	80,092
持分法による投資損益 (は益)	2,732	123	3,086
貸倒引当金の増減 ()	63,045	31,670	121,993
投資損失引当金の増減額 (は減少)	34	0	97
貸出金売却損失引当金の増減額 (は減少)	23,468	3,335	50,895
偶発損失引当金の増減額 (は減少)	3,524	1,774	128
賞与引当金の増減額 (は減少)	9,710	11,044	3,062
退職給付引当金の増減額 (は減少)	405	911	73
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)	300	2,357	113
資金運用収益	1,048,041	753,715	1,905,384
資金調達費用	853,927	569,689	1,536,548
有価証券関係損益 ()	94,188	21,521	112,152
金銭の信託の運用損益 (は運用益)	10	13	21
為替差損益 (は益)	28,286	38,036	874,733
固定資産処分損益 (は益)	500	2,714	1,291
特定取引資産の純増 () 減	1,746,224	1,268,918	3,286,075
特定取引負債の純増減 ()	306,025	766,273	295,199
金融派生商品資産の純増 () 減		1,688,328	3,058,314
金融派生商品負債の純増減 ()		1,491,832	2,334,710
貸出金の純増 () 減	803,588	1,737,450	1,043,651
預金の純増減 ()	190,940	128,574	1,288,072
譲渡性預金の純増減 ()	41,747	267,271	912,640
債券の純増減 ()	514,101	395,590	1,003,352
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 ()	662,042	300,321	474,188
預け金 (中央銀行預け金を除く) の純増 () 減	167,444	76,284	194,516
コールローン等の純増 () 減	919,627	2,141,048	928,898
債券貸借取引支払保証金の純増 () 減	163,448	226,075	242,112
コールマネー等の純増減 ()	838,126	3,616,330	114,103
コマーシャル・ペーパーの純増減 ()	30,000	30,000	-
債券貸借取引受入担保金の純増減 ()	280,725	575,676	1,404,277
外国為替 (資産) の純増 () 減	120,456	10,667	41,549
外国為替 (負債) の純増減 ()	157,073	40,697	97,556
短期社債 (負債) の純増減 ()	223,900	92,400	14,900
普通社債発行及び償還による増減 ()	379,939	330,841	825,616
資金運用による収入	1,075,085	776,542	1,948,339
資金調達による支出	867,435	601,434	1,564,063
その他	17,411	432,412	840,400
小計	1,269,050	1,120,913	62,327
法人税等の支払額又は還付額 (は支払)	2,182	722	15,853
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,271,232	1,120,190	46,473

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	17,124,803	19,894,879	39,913,287
有価証券の売却による収入	13,220,654	15,269,028	35,480,009
有価証券の償還による収入	5,172,956	4,382,462	4,129,403
金銭の信託の増加による支出	-	10,700	-
金銭の信託の減少による収入	3,147	13	1,557
有形固定資産の取得による支出	8,725	8,162	22,997
無形固定資産の取得による支出	15,740	18,102	45,993
有形固定資産の売却による収入	1,656	18	1,768
無形固定資産の売却による収入	-	-	0
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	-	136,627
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,249,144	280,321	506,167
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	-	215	45,742
劣後特約付借入金の返済による支出	20,063	-	35,000
劣後特約付社債の発行による収入	-	-	89,204
劣後特約付社債の償還による支出	35,000	300	41,100
配当金の支払額	200,004	200,001	200,004
少数株主への配当金の支払額	40,559	36,287	55,788
少数株主からの払込みによる収入	-	212,000	192,000
少数株主への払戻しによる支出	124,150	269,438	124,150
自己株式の取得による支出	-	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	419,777	293,811	129,097
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,105	204	52
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	440,760	545,852	588,843
現金及び現金同等物の期首残高	949,806	360,962	949,806
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 509,045	1 906,815	1 360,962

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 59社 主要な会社名 みずほ証券株式会社 Mizuho Corporate Bank Nederland N.V. Mizuho Corporate Bank (USA) MHC America Holdings, Inc. なお、瑞穂実業銀行(中 国)有限公司他10社は、設立 等により当中間連結会計期間 から連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 非連結子会社はありません。 (追加情報) 財務諸表等規則第8条第7 項の規定により出資者等の子 会社に該当しないものと推定 された特別目的会社19社は、 連結の範囲から除外しており ます。当該会社の概要等は、 「(開示対象特別目的会社関 係)」の注記に掲げておりま す。 なお、「一定の特別目的会 社に係る開示に関する適用指 針」(企業会計基準適用指針 第15号平成19年3月29日)が 平成19年4月1日以後開始す る連結会計年度から適用され ることになったことに伴い、 当中間連結会計期間から同適 用指針を適用しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 68社 主要な会社名 みずほ証券株式会社 Mizuho Corporate Bank Nederland N.V. Mizuho Corporate Bank (USA) MHC America Holdings, Inc. なお、MHC Capital Inves tment (JPY) 3 Limited他1 社は、設立等により当中間連 結会計期間から連結しており ます。また、Library Plac e CLO Ltdは、在外子会社が 適用する国際財務報告基準に 基づき連結の範囲から除外し ております。</p> <p>(2) 非連結子会社 非連結子会社はありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 67社 主要な連結子会社名は、 「第1 企業の概況 4. 関 係会社の状況」に記載してい るため省略しました。 なお、瑞穂実業銀行(中 国)有限公司他18社は、設立 等により当連結会計年度から 連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 非連結子会社はありません。 (追加情報) 財務諸表等規則第8条第7 項の規定により出資者等の子 会社に該当しないものと推定 された特別目的会社18社は、 連結の範囲から除外しており ます。当該会社の概要等は、 「(開示対象特別目的会社関 係)」の注記に掲げておりま す。 なお、「一定の特別目的会 社に係る開示に関する適用指 針」(企業会計基準適用指針 第15号平成19年3月29日)が 平成19年4月1日以後開始す る連結会計年度から適用され ることになったことに伴い、 当連結会計年度から同適用指 針を適用しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																										
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 21社 主要な会社名 新光証券株式会社 なお、環境エネルギー1号投資事業有限責任組合は、設立により当中間連結会計期間から持分法を適用しております。また、ポラリス・プリンシパル・ファイナンス株式会社他1社は、売却等により持分法の対象から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 持分法非適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Limited 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 18社 主要な会社名 新光証券株式会社 なお、Mizuho Corporate Leasing (Thailand) Co., Ltd. は、売却により持分法の対象から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 19社 主要な会社名 新光証券株式会社 なお、環境エネルギー1号投資事業有限責任組合は、設立により当連結会計年度から持分法の対象に含めております。また、ポラリス・プリンシパル・ファイナンス株式会社他3社は、売却等により持分法の対象から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Limited 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>																										
3. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>32社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>20社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>6社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	1社	6月末日	32社	9月末日	20社	12月最終営業日の前日	6社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月最終営業日の前日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>35社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>24社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>6社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日、6月最終営業日の前日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社については、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	1社	6月最終営業日の前日	2社	6月末日	35社	9月末日	24社	12月最終営業日の前日	6社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>35社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>24社</td></tr> <tr><td>6月最終営業日の前日</td><td>7社</td></tr> </table> <p>(2) 10月末日及び6月最終営業日の前日を決算日とする連結子会社は、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	10月末日	1社	12月末日	35社	3月末日	24社	6月最終営業日の前日	7社
4月末日	1社																												
6月末日	32社																												
9月末日	20社																												
12月最終営業日の前日	6社																												
4月末日	1社																												
6月最終営業日の前日	2社																												
6月末日	35社																												
9月末日	24社																												
12月最終営業日の前日	6社																												
10月末日	1社																												
12月末日	35社																												
3月末日	24社																												
6月最終営業日の前日	7社																												

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4. 開示対象特別目的会社に関する事項		<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び当該特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当行は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社（ケイマン法人等の形態によっております）17社に係る借入及びコマース・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社17社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は2,539,439百万円、負債総額（単純合算）は2,538,770百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある株式等是有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>主な取引の当中間連結会計期間末残高</p> <p>貸出金 1,795,150百万円 信用枠及び流動性枠 440,108百万円</p> <p>主な損益</p> <p>貸出金利息 9,223百万円 役務取引等収益 856百万円</p>	
5. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間連結会計期間末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、買入金銭債権が123百万円増加するとともに、有価証券が11,430百万円、その他有価証券評価差額金が6,710百万円、繰延税金負債が4,596百万円減少しております。なお、時価評価を行わない有価証券のうち、下記(6)に記載の有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等については貸倒引当金を計上しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間連結会計期間末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、有価証券が31,349百万円、買入金銭債権が463百万円、その他有価証券評価差額金が18,880百万円減少するとともに、繰延税金資産が12,931百万円増加しております。なお、時価評価を行わない有価証券のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等については貸倒引当金を計上しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、動産については定率法を採用し、建物については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ179百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ308百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を採用し、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他 2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(但し建物については定額法)を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3～50年 動産 2～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常損失が772百万円増加し、税金等調整前当期純利益が同額減少しております。</p> <p>(追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常損失が321百万円増加し、税金等調整前当期純利益が同額減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。</p>	<p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。</p> <p>当行の社債発行費は発生時に全額費用として処理しております。</p> <p>社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費 社債発行費は発生時に全額費用として処理しております。</p> <p>社債発行差金 社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 債券発行費用 平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。</p> <p>社債発行費 当行の社債発行費は発生時に全額費用として処理しております。</p> <p>社債発行差金 社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債から直接控除しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び注記事項（中間連結貸借対照表関係）5の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は274,560百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等が含まれております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は158,795百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等が含まれております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は275,474百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等が含まれております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、当行の貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。</p> <p>なお、時価をもって貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金49,717百万円を相殺表示しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、当行の貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。</p> <p>なお、時価をもって貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金45,939百万円を相殺表示しております。</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。	(9) 退職給付引当金の計上基準 同左	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。
	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準 貸出金売却損失引当金は、昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準 同左	(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準 (追加情報) 貸出金売却損失引当金は、昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
	(12) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。	(12) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(12) 偶発損失引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、国内連結子会社の金融商品取引責任準備金2,027百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上していましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金1,416百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。</p>	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金2,027百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上していましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>
	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(15) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>		<p>(15) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>(16) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。 ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。 (1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。 (2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。 個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p>	<p>(16) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。 ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。 (1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。 (2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。 個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p>	<p>(16) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。 ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。 (1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。 (2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。 個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は137,219百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は122,007百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は78,324百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は68,042百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は105,692百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は91,937百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(八) 連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、当行の一部の資産・負債及び連結子会社の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	(八) 連結会社間取引等 同左	(八) 連結会社間取引等 同左
	<p>(17) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	(17) 消費税等の会計処理 同左	(17) 消費税等の会計処理 同左
6. 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から早期適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から早期適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>		<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>
<p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針) 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針) 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当連結会計年度から適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p> <p>この変更による前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益に係る累積的影響額は、当中間連結会計期間の特別損失として処理しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は490百万円、「無形固定資産」中のリース資産は116百万円、「その他負債」中のリース債務は1,237百万円増加し、営業経費は216百万円減少、経常利益は214百万円増加、特別損失は846百万円増加、税金等調整前中間純利益は631百万円減少しております。</p>	

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	従来、「金融派生商品資産の純増()減」及び「金融派生商品負債の純増減()」は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりましたが、金額の重要性を勘案し前連結会計年度から区分掲記しております。

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
米国サブプライム問題に端を発した金融市場の混乱が継続している状況に鑑み、一部の海外証券連結子会社が保有する証券化商品について、当中間連結会計期間後、追加的な損失が発生する可能性があること等から、平成19年11月14日付でみずほフィナンシャルグループにおいて当連結会計年度の業績予想を修正しております。		

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式51,582百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は9,711,922百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,952,643百万円です。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,313百万円、延滞債権額は219,609百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権の対象となる債権はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は247,038百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式73,056百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は9,526,613百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは3,299,062百万円です。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は16,519百万円、延滞債権額は61,375百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権の対象となる債権はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は218,305百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式50,238百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券は該当ありません。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は7,425,521百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,847,869百万円です。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,639百万円、延滞債権額は47,245百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権の対象となる債権はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は423,826百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																												
<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は470,961百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は417,229百万円であります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>5,414,453百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>8,058,411百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>1,297,030百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>172百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>203,026百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>1,164,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>5,327,737百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>3,445,532百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,245,910百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>8,788百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」8,387百万円、「特定取引資産」386,250百万円、「有価証券」1,339,931百万円及び「貸出金」637,628百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうちデリバティブ取引差入担保金は412,459百万円、先物取引差入証拠金は17,143百万円、保証金は24,425百万円、その他の証拠金等は5,577百万円であります。</p>	特定取引資産	5,414,453百万円	有価証券	8,058,411百万円	貸出金	1,297,030百万円	有形固定資産	172百万円	預金	203,026百万円	コールマネー及び売渡手形	1,164,000百万円	売現先勘定	5,327,737百万円	債券貸借取引受入担保金	3,445,532百万円	借入金	3,245,910百万円	その他負債	8,788百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は296,200百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、466,582百万円あります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>4,635,825百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>8,761,585百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>1,091,587百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>2,048百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>321百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>331,017百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>1,107,200百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>5,479,998百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>3,819,232百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,297,860百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」8,350百万円、「特定取引資産」570,077百万円、「有価証券」1,080,463百万円及び「貸出金」833,992百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうちデリバティブ取引差入担保金は803,479百万円、先物取引差入証拠金は24,468百万円、保証金は26,938百万円、その他の証拠金等は1,727百万円あります。</p>	特定取引資産	4,635,825百万円	有価証券	8,761,585百万円	貸出金	1,091,587百万円	その他資産	2,048百万円	有形固定資産	321百万円	預金	331,017百万円	コールマネー及び売渡手形	1,107,200百万円	売現先勘定	5,479,998百万円	債券貸借取引受入担保金	3,819,232百万円	借入金	3,297,860百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は474,711百万円あります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は501,181百万円あります。</p> <p>8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は、983,648百万円あります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>5,506,604百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>8,227,819百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>1,023,906百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>12,497百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>133百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>398,898百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>1,170,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>5,361,716百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>4,498,503百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>2,975,660百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」9,185百万円、「特定取引資産」420,484百万円、「有価証券」1,205,833百万円及び「貸出金」604,444百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうちデリバティブ取引差入担保金は1,172,978百万円、先物取引差入証拠金は17,100百万円、保証金は26,152百万円、その他の証拠金等は2,519百万円あります。</p>	特定取引資産	5,506,604百万円	有価証券	8,227,819百万円	貸出金	1,023,906百万円	その他資産	12,497百万円	有形固定資産	133百万円	預金	398,898百万円	コールマネー及び売渡手形	1,170,000百万円	売現先勘定	5,361,716百万円	債券貸借取引受入担保金	4,498,503百万円	借入金	2,975,660百万円
特定取引資産	5,414,453百万円																																																													
有価証券	8,058,411百万円																																																													
貸出金	1,297,030百万円																																																													
有形固定資産	172百万円																																																													
預金	203,026百万円																																																													
コールマネー及び売渡手形	1,164,000百万円																																																													
売現先勘定	5,327,737百万円																																																													
債券貸借取引受入担保金	3,445,532百万円																																																													
借入金	3,245,910百万円																																																													
その他負債	8,788百万円																																																													
特定取引資産	4,635,825百万円																																																													
有価証券	8,761,585百万円																																																													
貸出金	1,091,587百万円																																																													
その他資産	2,048百万円																																																													
有形固定資産	321百万円																																																													
預金	331,017百万円																																																													
コールマネー及び売渡手形	1,107,200百万円																																																													
売現先勘定	5,479,998百万円																																																													
債券貸借取引受入担保金	3,819,232百万円																																																													
借入金	3,297,860百万円																																																													
特定取引資産	5,506,604百万円																																																													
有価証券	8,227,819百万円																																																													
貸出金	1,023,906百万円																																																													
その他資産	12,497百万円																																																													
有形固定資産	133百万円																																																													
預金	398,898百万円																																																													
コールマネー及び売渡手形	1,170,000百万円																																																													
売現先勘定	5,361,716百万円																																																													
債券貸借取引受入担保金	4,498,503百万円																																																													
借入金	2,975,660百万円																																																													

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,759,588百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが24,991,017百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,384,108百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが25,168,992百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,056,302百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが25,066,551百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>12.有形固定資産の減価償却累計額 121,729百万円</p> <p>13.有形固定資産の圧縮記帳額 2,224百万円</p> <p>14.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金749,926百万円が含まれております。</p> <p>15.社債には、劣後特約付社債622,656百万円が含まれております。</p> <p>16.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は40,304百万円であります。 (追加情報) なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ24,394百万円減少します。</p>	<p>12.有形固定資産の減価償却累計額 109,411百万円</p> <p>14.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金742,605百万円が含まれております。</p> <p>15.社債には、劣後特約付社債687,355百万円が含まれております。</p> <p>16.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は49,085百万円であります。</p>	<p>12.有形固定資産の減価償却累計額 112,246百万円</p> <p>13.有形固定資産の圧縮記帳額 2,208百万円</p> <p>14.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金741,846百万円が含まれております。</p> <p>15.社債には、劣後特約付社債683,102百万円が含まれております。</p> <p>16.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は48,868百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>1.その他経常収益には、株式等売却益82,115百万円を含んでおります。</p> <p>2.その他経常費用には、貸出金売却損失引当金繰入額23,468百万円、株式等償却20,184百万円、貸出金償却12,810百万円を含んでおります。</p> <p>3.特別利益には、貸倒引当金戻入益14,667百万円、償却債権取立益7,059百万円を含んでおります。</p> <p>4.特別損失には、固定資産処分損520百万円を含んでおります。</p>	<p>1.その他経常収益には、株式等売却益40,757百万円、信用リスク減殺取引に係る利益17,396百万円を含んでおります。</p> <p>2.その他経常費用には、当行の貸出金代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴う損失27,685百万円、処分方針を決定したその他の証券化商品に関する損失17,614百万円、貸出金償却35,372百万円、株式等償却24,466百万円を含んでおります。</p> <p>3.特別利益には、貸倒引当金戻入益20,040百万円、償却債権取立益4,254百万円を含んでおります。</p> <p>4.特別損失は、固定資産処分損2,717百万円、減損損失774百万円及び「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載したリース取引に関する会計基準適用による影響額846百万円であります。</p>	<p>1.その他経常収益には、株式等売却益231,955百万円、信用リスク減殺取引に係る利益44,952百万円、株式等派生商品収益21,989百万円を含んでおります。</p> <p>2.その他経常費用には、海外ABCPプログラム向けに当行が供与していた貸出金について証券化商品による代物弁済を受けたことに伴う損失95,289百万円、貸出金売却損失引当金繰入額50,895百万円、当行の貸出金代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴う投資損失引当金繰入額45,939百万円、株式等償却44,632百万円、貸出金償却26,382百万円を含んでおります。</p> <p>3.特別利益には、貸倒引当金戻入益70,625百万円、償却債権取立益20,097百万円を含んでおります。</p> <p>4.特別損失には、証券子会社のれん償却70,007百万円、固定資産処分損2,322百万円を含んでおります。 なお、証券子会社のれん償却は、みずほ証券株式会社に係るのれんについて、同社株式減損処理に伴い一括して償却したものであります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	6,975	-	-	6,975	
第二回第四種優先株式	64	-	-	64	
第三回第三種優先株式	53	-	-	53	
第八回第八種優先株式	85	-	-	85	
第九回第九種優先株式	121	-	-	121	
第十一回第十三種優先株式	3,609	-	-	3,609	
合計	10,910	-	-	10,910	

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	132,748	19,032	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第二回第四種 優先株式	2,709	42,000	平成19年3月31日	
	第三回第三種 優先株式	591	11,000	平成19年3月31日	
	第八回第八種 優先株式	4,069	47,600	平成19年3月31日	
	第九回第九種 優先株式	2,131	17,500	平成19年3月31日	
	第十一回第十 三種優先株式	57,754	16,000	平成19年3月31日	

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,294	-	-	7,294	
第二回第四種優先株式	64	-	-	64	
第八回第八種優先株式	85	-	-	85	
第十一回第十三種優先株式	3,609	-	-	3,609	
合 計	11,054	-	-	11,054	

2. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	135,468	18,571	平成20年3月31日	平成20年6月25日
	第二回第四種 優先株式	2,709	42,000	平成20年3月31日	
	第八回第八種 優先株式	4,069	47,600	平成20年3月31日	
	第十一回第十 三種優先株式	57,754	16,000	平成20年3月31日	

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度 末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	6,975	319	-	7,294	注2
第二回第四種優先株式	64	-	-	64	
第三回第三種優先株式	53	-	53	-	注1
第八回第八種優先株式	85	-	-	85	
第九回第九種優先株式	121	-	121	-	注1
第十一回第十三種優先株式	3,609	-	-	3,609	
合計	10,910	319	175	11,054	
自己株式					
第三回第三種優先株式	-	53	53	-	注1
第九回第九種優先株式	-	121	121	-	注1
合計	-	175	175	-	

注1. 自己株式（優先株式）の無償取得及び消却によるものであります。

注2. 自己株式（優先株式）の無償取得の対価としての普通株式の無償交付に伴うものであります。

ただし、無償交付に伴い発生する1株に満たない端数については金銭を交付しております。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	132,748	19,032	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第二回第四種 優先株式	2,709	42,000	平成19年3月31日	
	第三回第三種 優先株式	591	11,000	平成19年3月31日	
	第八回第八種 優先株式	4,069	47,600	平成19年3月31日	
	第九回第九種 優先株式	2,131	17,500	平成19年3月31日	
	第十一回第十 三種優先株式	57,754	16,000	平成19年3月31日	

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	135,468	利益剰余金	18,571	平成20年3月31日	平成20年6月25日
	第二回第四種 優先株式	2,709		42,000	平成20年3月31日	
	第八回第八種 優先株式	4,069		47,600	平成20年3月31日	
	第十一回第十 三種優先株式	57,754		16,000	平成20年3月31日	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日
---------------------------	---------------------------	-------------------------

至 平成19年9月30日)	至 平成20年9月30日)	至 平成20年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (単位:百万円)	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (単位:百万円)	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 (単位:百万円)
平成19年9月30日現在	平成20年9月30日現在	平成20年3月31日現在
現金預け金勘定 1,299,630	現金預け金勘定 1,722,221	現金預け金勘定 1,117,830
中央銀行預け金 790,584	中央銀行預け金 815,405	中央銀行預け金 756,867
を除く預け金	を除く預け金	を除く預け金
現金及び現金同 等物 509,045	現金及び現金同 等物 906,815	現金及び現金同 等物 360,962

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、動産であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)借手側 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 5,299百万円 その他 7百万円 合計 5,306百万円 減価償却累計額相当額 動産 4,144百万円 その他 2百万円 合計 4,147百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 1,154百万円 その他 4百万円 合計 1,159百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1,227百万円 1年超 1,006百万円 合計 2,233百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 676百万円 減価償却費相当額 635百万円 支払利息相当額 37百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 (2)貸手側 ・該当ありません。</p>		<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)借手側 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 4,569百万円 その他 11百万円 合計 4,581百万円 減価償却累計額相当額 動産 3,800百万円 その他 6百万円 合計 3,806百万円 年度末残高相当額 動産 769百万円 その他 5百万円 合計 774百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 809百万円 1年超 766百万円 合計 1,576百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,116百万円 減価償却費相当額 757百万円 支払利息相当額 114百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 (2)貸手側 ・該当ありません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																														
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <p>・未経過リース料</p> <table data-bbox="127 331 510 425"> <tr> <td>1年内</td> <td>18,987百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>78,471百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>97,458百万円</td> </tr> </table> <p>(2)貸手側</p> <p>・未経過リース料</p> <table data-bbox="127 497 510 591"> <tr> <td>1年内</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5百万円</td> </tr> </table>	1年内	18,987百万円	1年超	78,471百万円	合計	97,458百万円	1年内	5百万円	1年超	-	合計	5百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1)借手側</p> <table data-bbox="563 331 946 425"> <tr> <td>1年内</td> <td>21,107百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>91,807百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>112,915百万円</td> </tr> </table> <p>(2)貸手側</p> <table data-bbox="563 497 946 591"> <tr> <td>1年内</td> <td>1,675百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10,238百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,913百万円</td> </tr> </table>	1年内	21,107百万円	1年超	91,807百万円	合計	112,915百万円	1年内	1,675百万円	1年超	10,238百万円	合計	11,913百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <p>・未経過リース料</p> <table data-bbox="999 331 1382 425"> <tr> <td>1年内</td> <td>17,975百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>72,739百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>90,714百万円</td> </tr> </table> <p>(2)貸手側</p> <p>・該当ありません。</p>	1年内	17,975百万円	1年超	72,739百万円	合計	90,714百万円
1年内	18,987百万円																															
1年超	78,471百万円																															
合計	97,458百万円																															
1年内	5百万円																															
1年超	-																															
合計	5百万円																															
1年内	21,107百万円																															
1年超	91,807百万円																															
合計	112,915百万円																															
1年内	1,675百万円																															
1年超	10,238百万円																															
合計	11,913百万円																															
1年内	17,975百万円																															
1年超	72,739百万円																															
合計	90,714百万円																															

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びコマーシャル・ペーパー等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」の一部、並びに「その他資産」の一部も含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上 額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	2,206,831	3,813,528	1,606,696
債券	4,781,654	4,730,653	51,001
国債	4,317,793	4,270,536	47,257
地方債	11,281	11,482	201
社債	452,580	448,634	3,945
その他	8,191,086	8,050,554	140,532
外国債券	6,918,700	6,769,204	149,496
その他	1,272,386	1,281,350	8,963
合計	15,179,573	16,594,736	1,415,162

- (注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、5,553百万円(損失)であります。
2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
- なお、従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しており、「社債」(取得原価41,450百万円、中間連結貸借対照表計上額41,397百万円)、「外国債券」(取得原価360,445百万円、中間連結貸借対照表計上額349,067百万円)、「その他」(取得原価141,216百万円、中間連結貸借対照表計上額141,339百万円)に含まれております。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。
- 当中間連結会計期間における減損処理額は、2,713百万円であります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。
- 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	267,097
非公募債券	212,694
非上場外国証券	462,054
その他	117,633

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表計上 額 （百万円）	評価差額 （百万円）
株式	2,068,880	2,629,213	560,333
債券	7,734,890	7,667,989	66,900
国債	7,242,360	7,178,560	63,799
地方債	27,230	27,422	192
社債	465,300	462,007	3,292
その他	5,842,317	5,512,132	330,185
外国債券	4,653,310	4,523,819	129,490
買入金銭債権	134,636	133,359	1,276
その他	1,054,371	854,953	199,418
合計	15,646,088	15,809,336	163,247

（注）1. 評価差額のうち、時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額は、13,528百万円（利益）であります。

2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、51,571百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	279,779
非公募債券	391,370
非上場外国証券	548,617
その他	111,592

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 （百万円）
売買目的有価証券	8,764,946	12,447

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）
該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照 表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	2,121,001	2,852,413	731,411	840,278	108,867
債券	5,897,656	5,868,493	29,162	7,113	36,276
国債	5,437,159	5,406,378	30,781	4,093	34,874
地方債	19,115	19,445	329	386	57
社債	441,381	442,670	1,288	2,633	1,344
その他	7,292,714	7,114,402	178,312	60,610	238,922
外国債券	6,094,415	6,041,562	52,853	38,323	91,176
買入金銭債権	147,253	146,789	463	379	843
その他	1,051,045	926,050	124,994	21,907	146,902
合計	15,311,372	15,835,309	523,936	908,002	384,065

（注）1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、7,546百万円（利益）であります。

2. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

なお、従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しており、「社債」（取得原価34,416百万円、連結貸借対照表計上額34,242百万円）、「外国債券」（取得原価255,574百万円、連結貸借対照表計上額224,399百万円）、「買入金銭債権」（取得原価147,253百万円、連結貸借対照表計上額146,789百万円）に含まれております。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は、37,556百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	36,331,616	414,450	109,217

6. 時価評価されていない有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	281,407
非公募債券	381,865
非上場外国証券	553,553
その他	115,730

7. 保有目的を変更した有価証券（平成20年3月31日現在）
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	2,390,148	2,077,255	1,031,158	751,796
国債	2,310,925	1,871,161	742,462	481,828
地方債	774	7,585	3,283	7,801
社債	78,447	198,509	285,412	262,166
その他	949,163	3,315,831	1,104,176	1,227,571
合計	3,339,312	5,393,087	2,135,335	1,979,368

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	18,226	-

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	
その他有価証券	1,420,846
()繰延税金負債	512,382
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	908,463
()少数株主持分相当額	3,324
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	4,815
その他有価証券評価差額金	909,955

(注)1.時価ヘッジの適用により損益に反映させた額5,553百万円(損失)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2.時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	
その他有価証券	149,646
()繰延税金負債	30,894
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	118,751
()少数株主持分相当額	74
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2,490
その他有価証券評価差額金	121,315

(注)1.時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額13,528百万円(利益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2.時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	
その他有価証券	516,342
()繰延税金負債	170,549
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	345,792
()少数株主持分相当額	1,000
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3,504
その他有価証券評価差額金	348,295

(注)1.時価ヘッジの適用により損益に反映させた額7,546百万円(利益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2.時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1)金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	88,911,471	21,869	21,869
	金利オプション	207,696,909	2,901	2,106
店頭	金利先渡契約	35,804,391	729	729
	金利スワップ	1,043,966,897	55,290	55,290
	金利オプション	99,789,499	4,807	4,807
	合計	-	-	79,130

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	176,644	5	5
店頭	通貨スワップ	18,020,412	79,423	426,397
	為替予約	56,219,207	437,442	437,442
	通貨オプション	26,991,405	16,159	7,272
	合計	-	-	18,311

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引 (平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	413,913	12,118	12,118
	株式指数先物オプション	163,338	698	317
店頭	有価証券店頭オプション	2,698,525	19,830	2,939
	その他	223,817	10,688	10,688
	合計	-	-	4,687

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引 (平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	2,585,233	1,226	1,226
	債券先物オプション	775,874	162	508
店頭	債券店頭オプション	1,282,520	1,040	755
	合計	-	-	978

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引 (平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物	48,583	27	27
	商品先物オプション	32,816	34	34
店頭	商品オプション	1,153,175	4,474	4,474
	合計	-	-	4,480

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	21,521,839	33,061	33,061
	合計	-	-	33,061

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

(7)ウェザーデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	373	16	16
	合計	-	-	16

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は気温等に係るものであります。

当中間連結会計期間末

(1)金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	79,734,969	12,581	12,581
	金利オプション	298,431,412	2,042	5,377
店頭	金利先渡契約	55,062,615	4,369	4,369
	金利スワップ	930,193,130	258,781	258,781
	金利オプション	59,387,798	10,236	10,236
	合計	-	-	262,133

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	37,470	3	3
店頭	通貨スワップ	20,565,072	308,786	99,274
	為替予約	50,241,430	19,887	19,887
	通貨オプション	23,478,539	14,554	9,650
	合計	-	-	69,732

(注)1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物	219,451	4,768	4,768
	株式指数先物オプション	339,927	3,990	3,040
店頭	有価証券店頭オプション	2,353,689	33,806	5,426
	その他	427,623	53,516	53,516
	合計	-	-	49,818

(注)1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4)債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物	4,556,375	3,525	3,525
	債券先物オプション	130,557	86	86
店頭	債券店頭オプション	1,413,133	474	681
	合計	-	-	4,293

(注)1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5)商品関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	商品先物	86,181	2,095	2,095
店頭	商品オプション	1,255,683	7,786	7,786
	合計	-	-	5,690

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	21,347,178	14,456	14,456
	合計	-	-	14,456

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

(7)ウェザーデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	75	1	1
	合計	-	-	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は気温等に係るものであります。

前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 取引の内容

当行及び連結子会社は、主に以下のデリバティブ(金融派生商品)取引を行っております。

金利関連取引: 金利スワップ、金利先渡し取引(FRA)、金利先物、金利先物オプション、金利オプション

通貨関連取引: 通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引、通貨先物

株式関連取引: 株式店頭オプション

債券関連取引: 債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

その他 : クレジットデリバティブ、コモディティデリバティブ、ウェザーデリバティブ

(2) 利用目的

当行及び連結子会社は、「お客さまの多様なニーズへの対応」、「当行及び連結子会社が保有する資産・負債に係るリスクコントロール(ALM: Asset and Liability Management)」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(ALM: Asset and Liability Management)」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」及び個別に資産/負債とデリバティブを紐付けする個別ヘッジを実施しており、金利スワップ取引等を、(キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェアバリューヘッジの)ヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性については、金利変動要素の相関関係等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュフロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に評価することにより行っております。

(3) 取引に対する取組方針

当行及び連結子会社は、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

「お客さまの多様なニーズへの対応」

お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客様の知識や経験及び財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。

「当行及び連結子会社が保有する資産・負債に係るリスクコントロール(ALM: Asset and Liability Management)」

定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。

「トレーディング業務」

適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下のとおりであります。

信用リスク : 取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。

市場リスク : 金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。

市場流動性リスク : 市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

その他のリスク : 当行及び連結子会社等の格付が引下げられた場合に追加担保の提供によりコストが発生するリスク。

(5) 取引に係るリスク管理体制

市場業務に係る具体的運営方針につきましては、当行及び連結子会社全体の収益基盤に与える影響の重大性に鑑み、「ALM・マーケットリスク委員会」にて、経済・市場動向、収益力、自己資本等を勘案し、決定しております。

当行及び連結子会社では、従来より各種内部規程を通じ厳格なリスク管理体制を構築しておりますが、市場リスクについては、「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定めております。

また、各市場部門のリスク管理強化の観点から、市場フロント部門とバック事務部門を完全分離するとともに、リスクの一元的把握及び管理を行う専担部署として総合リスク管理部を設置しております。同部は、バンキング・トレーディング取引を含めた当行及び連結子会社全体の市場リスクを統合的に計測し、計測結果を定期的を取締役会等に報告しております。

バンキング目的で利用するデリバティブ取引につきましては、高度なALM手法により、貸出、利付金融債、金利スワップ等のオンバランス・オフバランスを一体として各リスク指標（デルタ・ガンマ等）に換算して把握しております。この手法では、各リスク指標を期間別に展開して、きめ細かくリスク状況を分析して把握し、リスク量を適切に機動的かつ迅速に調節することが可能となっております。

一方、トレーディング目的で利用するデリバティブ取引につきましては、リアルタイムで時価評価やポジションの把握を行うことができる体制を整えております。また、トレーディング取引全体のリスク量は内部モデルを用いたVaR（Value at Risk：最大損失予想額）によって日次計測されております。この算出に必要なボラティリティーや各商品間の相関係数は、市場情勢を適切に反映させるため、週次で更新しております。

信用リスクにつきましては、数量的な管理基準を設け、再構築コストをベースに貸出資産など同一の枠組みの中で管理しており、また、法的に有効な相殺契約を締結すること等により、信用リスク額を削減する努力を行っております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	39,807,954	9,677,609	457,970	457,970
	買建	34,760,214	8,327,799	435,513	435,513
	金利オプション				
	売建	32,805,296	662,205	18,861	6,083
	買建	41,640,940	1,459,112	22,320	6,221
店頭	金利先渡契約				
	売建	31,566,475	463,203	2,708	2,708
	買建	29,522,601	553,642	2,332	2,332
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	495,760,810	334,225,022	6,084,924	6,084,924
	受取変動・支払固定	499,418,759	327,531,886	5,760,568	5,760,568
	受取変動・支払変動	30,013,872	20,560,748	17,198	17,198
	受取固定・支払固定	880,157	653,319	1,695	1,695
	金利オプション				
	売建	36,443,719	17,925,648	27,944,258	27,944,258
	買建	36,565,538	17,847,833	27,948,780	27,948,780
	合計	-	-	-	291,432

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	34,737	-	2	2
	買建	35,365	-	2	2
店頭	通貨スワップ 為替予約	19,246,452	14,379,603	154,580	167,793
	売建	28,428,227	4,717,734	1,046,455	1,046,455
	買建	19,316,284	4,306,343	878,957	878,957
	通貨オプション				
	売建	11,496,347	5,852,262	1,600,556	605,323
	買建	12,316,427	6,543,632	1,598,923	623,620
	合計	-	-	-	353,588

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引 (平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	399,611	-	404	404
	買建	25,112	-	180	180
	株式指数先物オプション				
	売建	104,667	-	1,147	303
	買建	214,510	-	1,611	835
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	1,118,389	516,414	141,432	65,421
	買建	886,573	442,317	78,034	30,784
	その他				
	売建	28,500	28,500	4,602	4,602
	買建	362,581	354,426	46,977	46,977
	合計	-	-	-	6,983

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引 (平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	1,653,537	-	5,166	5,166
	買建	1,489,541	-	5,645	5,645
	債券先物オプション				
	売建	35,249	-	106	20
	買建	61,837	-	224	19
店頭	債券店頭オプション				
	売建	331,990	-	586	209
	買建	341,449	5,990	350	397
	合計	-	-	-	293

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引 (平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物				
	売建	13,515	2,131	1,429	1,429
	買建	15,297	2,891	1,577	1,577
店頭	商品オプション				
	売建	535,684	377,476	199,049	199,049
	買建	529,207	367,355	203,984	203,984
	合計	-	-	-	5,082

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売建	12,933,582	12,672,764	387,287	387,287
	買建	14,879,086	14,636,797	328,178	328,178
	合計	-	-	-	59,108

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) ウェザーデリバティブ取引 (平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売建	146	-	2	2
	買建	124	-	16	16
	合計	-	-	-	14

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は気温等に係るものであります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,085,265	340,845	8,521	1,434,632	-	1,434,632
(2)セグメント間の内部経常収益	13,697	46,669	1,187	61,555	(61,555)	-
計	1,098,963	387,514	9,709	1,496,188	(61,555)	1,434,632
経常費用	881,947	426,280	6,321	1,314,549	(58,433)	1,256,116
経常利益(は経常損失)	217,015	38,765	3,388	181,638	(3,121)	178,516

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
(2) 証券業.....証券業
(3) その他の事業...アドバイザー業等

3. 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ、銀行業について130百万円、証券業について49百万円、その他の事業について0百万円それぞれ減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ、銀行業について307百万円、証券業について1百万円、その他の事業について0百万円それぞれ減少しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	860,728	250,161	6,801	1,117,691	-	1,117,691
(2)セグメント間の内部経常収益	13,933	34,681	1,425	50,040	(50,040)	-
計	874,662	284,843	8,226	1,167,732	(50,040)	1,117,691
経常費用	796,322	299,465	6,372	1,102,160	(46,182)	1,055,977
経常利益(は経常損失)	78,339	14,622	1,854	65,571	(3,857)	61,713

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
(2) 証券業.....証券業
(3) その他の事業...アドバイザー業等

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	2,366,079	386,181	17,432	2,769,693	-	2,769,693
(2)セグメント間の内部経常収益	24,324	81,863	3,182	109,370	(109,370)	-
計	2,390,403	468,045	20,614	2,879,064	(109,370)	2,769,693
経常費用	1,965,576	908,752	13,007	2,887,336	(106,236)	2,781,099
経常利益（は経常損失）	424,827	440,706	7,606	8,271	(3,133)	11,405

（注）1．事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2．各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他の事業...アドバイザー業等

3．平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、銀行業について経常利益が510百万円減少し、証券業について経常損失が260百万円増加し、その他の事業について経常利益が1百万円減少しております。

また、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、銀行業について経常利益が318百万円減少し、証券業について経常損失が2百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	660,050	353,313	115,075	306,193	1,434,632	-	1,434,632
(2)セグメント間の内部経常収益	23,292	91,690	891	40,354	156,228	(156,228)	-
計	683,342	445,004	115,966	346,547	1,590,861	(156,228)	1,434,632
経常費用	563,919	392,071	90,768	355,234	1,401,993	(145,876)	1,256,116
経常利益（は経常損失）	119,423	52,933	25,197	8,686	188,867	(10,351)	178,516

(注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域毎に区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、アメリカ等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	472,180	224,076	107,493	313,940	1,117,691	-	1,117,691
(2)セグメント間の内部経常収益	33,488	35,045	877	22,190	91,601	(91,601)	-
計	505,669	259,121	108,370	336,130	1,209,292	(91,601)	1,117,691
経常費用	457,228	218,984	85,397	379,359	1,140,969	(84,991)	1,055,977
経常利益（は経常損失）	48,441	40,137	22,972	43,228	68,322	(6,609)	61,713

(注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域毎に区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、アメリカ等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	1,555,286	639,155	211,939	363,312	2,769,693	-	2,769,693
(2)セグメント間の内部経常収益	34,183	124,237	2,191	61,379	221,991	(221,991)	-
計	1,589,469	763,392	214,130	424,692	2,991,684	(221,991)	2,769,693
経常費用	1,299,345	747,048	167,553	778,450	2,992,397	(211,298)	2,781,099
経常利益（は経常損失）	290,124	16,344	46,576	353,757	712	(10,692)	11,405

(注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域毎に区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、アメリカ等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	金額（百万円）
海外経常収益	774,582
連結経常収益	1,434,632
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	53.9

- （注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2．海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	金額（百万円）
海外経常収益	645,510
連結経常収益	1,117,691
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	57.7

- （注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2．海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	金額（百万円）
海外経常収益	1,214,406
連結経常収益	2,769,693
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	43.8

- （注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2．海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(開示対象特別目的会社関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び当該特別目的会社を利用した取引の概要

当行は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人等の形態によっております。)19社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社19社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は2,533,223百万円、負債総額(単純合算)は2,532,579百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の前中間連結会計期間末残高		主な損益	
(項目)	(金額)	(項目)	(金額)
貸出金(百万円)	1,884,716	貸出金利息(百万円)	9,587
信用枠及び流動性枠(百万円)	935,715	役務取引等収益(百万円)	935

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び当該特別目的会社を利用した取引の概要

当行は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人等の形態によっております。)18社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社18社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は2,560,633百万円、負債総額(単純合算)は2,559,964百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の前連結会計年度末残高		主な損益	
(項目)	(金額)	(項目)	(金額)
貸出金(百万円)	1,722,650	貸出金利息(百万円)	21,946
信用枠及び流動性枠(百万円)	858,232	役務取引等収益(百万円)	1,881

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	276,436.32	144,113.96	189,592.09
1株当たり中間(当期)純利益金額(は1株当たり当期純損失金額)	円	20,976.50	9,467.11	17,194.77
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	円	20,208.08	-	-

(注) 1. 1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額				
純資産の部の合計額	百万円	4,269,419	3,182,414	3,648,383
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,341,268	2,131,155	2,265,378
うち優先株式払込金額	百万円	1,281,680	1,021,930	1,021,930
うち優先配当額	百万円	-	-	64,533
うち少数株主持分	百万円	1,059,588	1,109,225	1,178,915
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	1,928,150	1,051,258	1,383,004
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	6,975	7,294	7,294
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益(は当期純損失)	百万円	146,311	69,059	55,671
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	64,533
うち優先配当額	百万円	-	-	64,533
普通株式に係る中間(当期)純利益(は普通株式に係る当期純損失)	百万円	146,311	69,059	120,204
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	6,975	7,294	6,990
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	-	-	-
うち優先配当額	百万円	-	-	-
普通株式増加数	千株	265	-	-
うち優先株式	千株	265	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要				

2. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、当中間連結会計期間は潜在株式を有しないため、また、前連結会計年度は純損失が計上されているため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 当行は平成19年12月5日開催の取締役会において、連結子会社であるみずほ証券株式会社の第三者割当増資1,500億円について、全額引受けすることを決議し、12月6日に払込を実施いたしました。</p> <p>今回の増資は、みずほ証券グループ全体の自己資本の充実並びに業務基盤の強化を図ることを目的としたものです。</p> <p>2. 当行連結子会社であるみずほ証券株式会社と持分法適用関連会社である新光証券株式会社は、現在両社にて合併比率の見直し等に係る協議を行っておりますが、平成19年12月20日に両社の取締役会において、平成20年1月1日と予定していた本合併の効力発生日を平成20年5月7日に延期することを決定いたしました。</p>		<p>1. 当行は、平成20年4月16日に、当行保有の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券の償還に関する取締役会決議を行いました。償還される優先出資証券の概要は、以下のとおりであります。</p> <p>(1) 発行体 Mizuho Preferred Capital Company L.L.C. Mizuho JGB Investment L.L.C.</p> <p>(2) 発行証券の種類 配当非累積型永久優先出資証券</p> <p>(3) 償還総額 1,000百万米ドル 1,600百万米ドル</p> <p>(4) 償還予定日 平成20年6月30日</p> <p>(5) 償還理由 任意償還期日到来による</p> <p>2. 当行連結子会社であるみずほ証券株式会社と持分法適用関連会社である新光証券株式会社は、平成19年3月29日に締結した合併契約に係る合併効力発生日を平成20年1月1日から平成20年5月7日へと延期し、さらに平成21年の可能な限り早い時期を目処として再度延期しておりました。</p> <p>しかしながら、平成20年4月28日開催の両社取締役会において、合併を行うことについての基本方針及び基本事項を確認し、当該合併契約を一旦解除するとともに、新たに合併効力発生日を平成21年5月7日予定とする「合併基本合意書」を締結することを決議いたしました。</p>

(2) 【その他】

(重要な後発事象)

当行は、平成20年11月13日開催の取締役会において、英国領ケイマン諸島に、当行が議決権を100%所有する海外特別目的子会社MHC Capital Investment (JPY) 4 Limitedを設立すること及び同社が優先出資証券を発行することに関する決議を行いました。同社が平成20年12月22日に条件決定を行った優先出資証券の概要は以下のとおりであります。

証券の種類 円建配当金非累積型永久優先出資証券(当行普通株式への交換権は付与されない。)

発行総額 3,200億円

配当 平成27年6月まで固定配当
平成27年6月以降は変動配当(ステップ・アップなし)

払込予定日 平成20年12月29日

本件発行代り金は、最終的に当行に対する永久劣後特約付貸付金として全額が使用され、関係法令に基づく必要な届出等を前提に、自己資本比率規制における自己資本に算入される予定であります。

2【中間財務諸表等】
 (1)【中間財務諸表】
 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度の要約貸借対 照表 (平成20年3月31日)	
資産の部						
現金預け金	9	1,666,957	9	2,155,192	9	1,393,670
コールローン		292,767		273,623		272,402
買現先勘定		2,348,257		1,667,165		1,856,338
債券貸借取引支払保証金		1,515,841		2,112,842		2,832,786
買入金銭債権		215,445		164,263		176,024
特定取引資産	2, 9	3,030,709	9	4,027,174	2, 9	3,895,842
金銭の信託		2,024		2,026		2,026
有価証券	1, 2, 9, 17	17,877,411	1, 2, 9, 17	17,582,339	1, 2, 9, 17	17,494,803
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	29,095,862	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	29,928,662	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	28,439,602
外国為替	8	613,435	8	580,267	8	586,120
金融派生商品		3,781,063		5,374,923		7,356,191
その他資産	9	1,417,642	9	1,996,406	9	2,599,072
有形固定資産	11, 12, 13	121,943	11, 12	120,782	11, 12, 13	122,293
無形固定資産		69,550		84,822		82,005
債券繰延資産		0		-		-
繰延税金資産		-		317,427		140,262
支払承諾見返	17	4,495,407		4,623,032		4,532,620
貸倒引当金		284,208		180,848		216,809
投資損失引当金		65		1,542		1,491
資産の部合計		66,260,046		70,828,564		71,563,763
負債の部						
預金	9	19,179,872	9	19,508,079	9	19,598,671
譲渡性預金		7,395,832		8,300,965		8,036,781
債券		2,689,560		1,803,510		2,199,100
コールマネー	9	8,965,344	9	10,336,805	9	8,968,569
売現先勘定	9	5,743,167	9	5,876,770	9	5,598,199
債券貸借取引受入担保金	9	979,792	9	1,991,137	9	2,604,496
特定取引負債		2,299,708		2,715,909		3,170,152
借入金	9, 14	4,404,671	9, 14	4,993,061	9, 14	3,747,304
外国為替		196,594		287,322		241,119
短期社債		602,000		401,400		490,000
社債	15	1,059,554	15	1,729,963	15	1,426,971
金融派生商品		3,997,010		5,144,927		6,929,113
その他負債		845,730		873,517		1,398,066
未払法人税等				19,660		7,853
リース債務				1,117		
その他の負債				852,738		
賞与引当金		3,120		3,442		3,570
役員退職慰労引当金		2,048		-		2,459

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の要約貸借対 照表 (平成20年3月31日)
貸出金売却損失引当金	23,468	54,231	50,895
偶発損失引当金	4,900	3,279	1,505
繰延税金負債	94,994	-	-
再評価に係る繰延税金負債	11 27,140	11 26,960	11 27,140
支払承諾	17 4,495,407	4,623,032	4,532,620
負債の部合計	63,009,918	68,674,318	69,026,738
純資産の部			
資本金	1,070,965	1,070,965	1,070,965
資本剰余金	330,334	330,334	330,334
資本準備金	330,334	330,334	330,334
利益剰余金	964,475	587,934	701,930
利益準備金	70,700	110,701	70,700
その他利益剰余金	893,774	477,232	631,229
繰越利益剰余金	893,774	477,232	631,229
株主資本合計	2,365,774	1,989,233	2,103,229
その他有価証券評価差額金	894,497	118,875	346,058
繰延ヘッジ損益	47,873	8,669	50,006
土地再評価差額金	11 37,729	11 37,467	11 37,729
評価・換算差額等合計	884,353	165,011	433,794
純資産の部合計	3,250,127	2,154,245	2,537,024
負債及び純資産の部合計	66,260,046	70,828,564	71,563,763

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度の要約損益計
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	1,078,153		837,200		2,328,378
資金運用収益	765,280		607,973		1,423,492
(うち貸出金利息)	380,883		343,330		742,022
(うち有価証券利息配当金)	266,105		180,285		467,918
役務取引等収益	86,298		75,093		157,307
特定取引収益	73,841		12,809		248,743
その他業務収益	62,591		82,487		204,379
その他経常収益	2 90,141		2 58,837		2 294,454
経常費用	889,318		787,153		1,956,658
資金調達費用	615,219		463,393		1,129,888
(うち預金利息)	231,933		146,140		402,500
(うち債券利息)	11,587		7,946		20,914
役務取引等費用	20,201		17,609		37,490
特定取引費用	1,587		-		3,467
その他業務費用	49,132		28,721		256,718
営業経費	1 125,154		1 129,254		239,138
その他経常費用	3 78,022		3 148,173		3 289,954
経常利益	188,835		50,047		371,719
特別利益	4 23,718		4 28,700		92,672
特別損失	5 537		4,055		474,537
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	212,015		74,692		10,145
法人税、住民税及び事業税	19		19		38
法人税等調整額	38,216		11,069		78,581
法人税等合計			11,050		
中間純利益又は中間純損失()	173,779		85,743		88,764

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の株主資本等 変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,070,965	1,070,965	1,070,965
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	1,070,965	1,070,965	1,070,965
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	330,334	330,334	330,334
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	330,334	330,334	330,334
その他資本剰余金			
前期末残高	-	-	-
当中間期変動額			
自己株式の消却	-	-	0
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	0
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	-	-	-
資本剰余金合計			
前期末残高	330,334	330,334	330,334
当中間期変動額			
自己株式の消却	-	-	0
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	0
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	330,334	330,334	330,334
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	30,700	70,700	30,700
当中間期変動額			
剰余金の配当	40,000	40,000	40,000
当中間期変動額合計	40,000	40,000	40,000
当中間期末残高	70,700	110,701	70,700
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	959,510	631,229	959,510
当中間期変動額			
剰余金の配当	240,005	240,002	240,005
中間純利益又は中間純損失()	173,779	85,743	88,764
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	0

(単位：百万円)

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の株主資本等
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
土地再評価差額金の取崩	489	262	489
当中間期変動額合計	65,736	153,996	328,281
当中間期末残高	893,774	477,232	631,229
利益剰余金合計			
前期末残高	990,210	701,930	990,210
当中間期変動額			
剰余金の配当	200,004	200,001	200,004
中間純利益又は中間純損失()	173,779	85,743	88,764
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	0
土地再評価差額金の取崩	489	262	489
当中間期変動額合計	25,735	113,996	288,280
当中間期末残高	964,475	587,934	701,930
自己株式			
前期末残高	-	-	-
当中間期変動額			
自己株式の取得	-	-	0
自己株式の消却	-	-	0
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	-	-	-
株主資本合計			
前期末残高	2,391,510	2,103,229	2,391,510
当中間期変動額			
剰余金の配当	200,004	200,001	200,004
中間純利益又は中間純損失()	173,779	85,743	88,764
自己株式の取得	-	-	0
自己株式の消却	-	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	489	262	489
当中間期変動額合計	25,735	113,996	288,280
当中間期末残高	2,365,774	1,989,233	2,103,229

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の株主資本等 変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	1,135,629	346,058	1,135,629
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	241,132	227,182	789,570
当中間期変動額合計	241,132	227,182	789,570
当中間期末残高	894,497	118,875	346,058
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	65,292	50,006	65,292
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	17,418	41,337	115,298
当中間期変動額合計	17,418	41,337	115,298
当中間期末残高	47,873	8,669	50,006
土地再評価差額金			
前期末残高	38,218	37,729	38,218
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	489	262	489
当中間期変動額合計	489	262	489
当中間期末残高	37,729	37,467	37,729
評価・換算差額等合計			
前期末残高	1,108,556	433,794	1,108,556
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	224,202	268,783	674,761
当中間期変動額合計	224,202	268,783	674,761
当中間期末残高	884,353	165,011	433,794
純資産合計			
前期末残高	3,500,066	2,537,024	3,500,066
当中間期変動額			
剰余金の配当	200,004	200,001	200,004
中間純利益又は中間純損失()	173,779	85,743	88,764
自己株式の取得	-	-	0
自己株式の消却	-	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	489	262	489
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	224,202	268,783	674,761
当中間期変動額合計	249,938	382,779	963,041
当中間期末残高	3,250,127	2,154,245	2,537,024

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については、当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当事業年度末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以て評価しております。これにより、買入金銭債権が123百万円増加するとともに、有価証券が11,430百万円、その他有価証券評価差額金が6,710百万円、繰延税金負債が4,596百万円減少しております。なお、時価評価を行わない有価証券のうち、下記6.に記載の有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等については貸倒引当金を計上しております。</p>		<p>(追加情報)</p> <p>従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以て評価しております。これにより、有価証券が31,349百万円、買入金銭債権が463百万円、その他有価証券評価差額金が18,880百万円減少するとともに、繰延税金資産が12,931百万円増加いたします。なお、時価評価を行わない有価証券のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等については貸倒引当金を計上しております。</p>
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同左	(2) 同左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>動産については定率法を採用し、建物については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 3年～50年 動 産 2年～20年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ130百万円減少しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>建物については定額法を採用し、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 3年～50年 そ の 他 2年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>動産については定率法を採用し、建物については定額法を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 3年～50年 動 産 2年～20年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益が510百万円減少し、税引前当期純損失が同額増加しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ306百万円減少しております。		(追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益が318百万円減少し、税引前当期純損失が同額増加しております。
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
	_____	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。	_____
5. 繰延資産の処理方法	(1) 平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。 (2) 社債発行費は発生時に全額費用として処理しております。 (3) 社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。	(1) 社債発行費 発生時に全額費用として処理しております。 (2) 社債発行差金 社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。	(1) 債券発行費用 平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。 (2) 社債発行費 発生時に全額費用として処理しております。 (3) 社債発行差金 社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び注記事項（中間貸借対照表関係）5の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は274,560百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は158,795百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は275,474百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、当行の貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。</p> <p>なお、時価をもって貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金49,717百万円を相殺表示しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、当行の貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。</p> <p>なお、時価をもって貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金45,939百万円を相殺表示しております。</p>
	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>同左</p>	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(4) 退職給付引当金(含む前払年金費用) 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10~12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理しております。	(4) 退職給付引当金(含む前払年金費用) 同左	(4) 退職給付引当金(含む前払年金費用) 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10~12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理しております。
	(5) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	—————	(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(6) 貸出金売却損失引当金 昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(6) 貸出金売却損失引当金 同左	(6) 貸出金売却損失引当金 (追加情報) 昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
	(7) 偶発損失引当金 他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。	(7) 偶発損失引当金 他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(7) 偶発損失引当金 同左
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	—————	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は137,219百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は122,007百万円(同前)であります。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は78,324百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は68,042百万円(同前)であります。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は105,692百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は91,937百万円(同前)であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左
	<p>(ハ) 内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	(ハ) 内部取引等 同左	(ハ) 内部取引等 同左
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>		<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。 この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額は、当中間会計期間の特別損失として処理しております。 この結果、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は415百万円、「無形固定資産」中のリース資産は116百万円、「その他負債」中のリース債務は1,117百万円増加し、営業経費は215百万円減少、経常利益は216百万円増加、特別損失は802百万円増加、税引前中間純利益は585百万円減少しております。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「其他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 関係会社の株式及び出資総額 930,021百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の株式、その他の証券、及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計33,567百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,528,020百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,746,443百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,120百万円、延滞債権額は218,776百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権の対象となる債権はありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は234,725百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 関係会社の株式及び出資総額 908,256百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中のその他の証券に合計30,523百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,467,851百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,570,645百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は15,588百万円、延滞債権額は60,938百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権の対象となる債権はありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は201,378百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 関係会社の株式及び出資総額 879,183百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「その他の証券」及び「商品有価証券」に合計32,582百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,866,109百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,408,506百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,606百万円、延滞債権額は46,421百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権の対象となる債権はありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は410,521百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																																																						
<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は456,622百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は、862,306百万円であります。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、700,392百万円であります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は384,592百万円であります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>738,354百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>7,868,054百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>1,297,030百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>33,742百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>1,164,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>4,846,261百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受</td> <td>785,084百万円</td> </tr> <tr> <td>入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,569,100百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」8,387百万円、「有価証券」1,285,938百万円及び「貸出金」637,628百万円を差し入れております。</p> <p>子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は37,087百万円、保証金は18,174百万円及びデリバティブ取引差入担保金は326,799百万円であります。</p>	特定取引資産	738,354百万円	有価証券	7,868,054百万円	貸出金	1,297,030百万円	預金	33,742百万円	コールマネー	1,164,000百万円	売現先勘定	4,846,261百万円	債券貸借取引受	785,084百万円	入担保金		借入金	1,569,100百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は277,905百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、735,761百万円であります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は436,380百万円であります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>1,263,737百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>8,644,522百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>1,085,034百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>243,636百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>1,107,200百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>4,974,620百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受</td> <td>1,843,913百万円</td> </tr> <tr> <td>入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>2,030,860百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」8,350百万円、「有価証券」1,075,921百万円及び「貸出金」833,992百万円を差し入れております。</p> <p>子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は39,392百万円、保証金は18,926百万円及びデリバティブ取引差入担保金は523,040百万円であります。</p>	特定取引資産	1,263,737百万円	有価証券	8,644,522百万円	貸出金	1,085,034百万円	預金	243,636百万円	コールマネー	1,107,200百万円	売現先勘定	4,974,620百万円	債券貸借取引受	1,843,913百万円	入担保金		借入金	2,030,860百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は459,548百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、986,416百万円であります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は464,806百万円であります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>494,809百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>8,068,568百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>1,023,906百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>254,413百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>1,170,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>4,589,653百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受</td> <td>1,950,705百万円</td> </tr> <tr> <td>入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>691,100百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」9,185百万円、「有価証券」1,199,778百万円及び「貸出金」604,444百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他の資産」のうち保証金は19,001百万円であります。</p>	特定取引資産	494,809百万円	有価証券	8,068,568百万円	貸出金	1,023,906百万円	預金	254,413百万円	コールマネー	1,170,000百万円	売現先勘定	4,589,653百万円	債券貸借取引受	1,950,705百万円	入担保金		借入金	691,100百万円
特定取引資産	738,354百万円																																																							
有価証券	7,868,054百万円																																																							
貸出金	1,297,030百万円																																																							
預金	33,742百万円																																																							
コールマネー	1,164,000百万円																																																							
売現先勘定	4,846,261百万円																																																							
債券貸借取引受	785,084百万円																																																							
入担保金																																																								
借入金	1,569,100百万円																																																							
特定取引資産	1,263,737百万円																																																							
有価証券	8,644,522百万円																																																							
貸出金	1,085,034百万円																																																							
預金	243,636百万円																																																							
コールマネー	1,107,200百万円																																																							
売現先勘定	4,974,620百万円																																																							
債券貸借取引受	1,843,913百万円																																																							
入担保金																																																								
借入金	2,030,860百万円																																																							
特定取引資産	494,809百万円																																																							
有価証券	8,068,568百万円																																																							
貸出金	1,023,906百万円																																																							
預金	254,413百万円																																																							
コールマネー	1,170,000百万円																																																							
売現先勘定	4,589,653百万円																																																							
債券貸借取引受	1,950,705百万円																																																							
入担保金																																																								
借入金	691,100百万円																																																							

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は34,179,199百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが25,733,823百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>12. 有形固定資産の減価償却累計額 88,065百万円</p> <p>13. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,203百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,261,265百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債には、劣後特約付社債123,065百万円が含まれております。</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は33,631,848百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが25,763,428百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>12. 有形固定資産の減価償却累計額 84,475百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,334,066百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債には、劣後特約付社債169,970百万円が含まれております。</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は33,363,115百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが25,734,862百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>12. 有形固定資産の減価償却累計額 88,472百万円</p> <p>13. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,187百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,411,285百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債には、劣後特約付社債169,968百万円が含まれております。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>16. 当行の子会社であるみずほ証券株式会社及びみずほインターナショナル・ピーエルシーの共同ユーロ・メディアム・チーム・ノート・プログラムに関し、当行はキープウエル契約を両社と締結しております。当中間会計期間末における本プログラムに係る社債発行残高は571,528百万円であります。</p> <p>17. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は40,304百万円であります。</p> <p>（追加情報） なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ24,394百万円減少します。</p>	<p>16. 当行の子会社であるみずほ証券株式会社及びみずほインターナショナル・ピーエルシーの共同ユーロ・メディアム・チーム・ノート・プログラムに関し、当行はキープウエル契約を両社と締結しております。当中間会計期間末における本プログラムに係る社債発行残高は675,226百万円であります。</p> <p>17. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は49,085百万円であります。</p>	<p>16. 当行の子会社であるみずほ証券株式会社及びみずほインターナショナル・ピーエルシーの共同ユーロ・メディアム・チーム・ノート・プログラムに関し、当行はキープウエル契約を両社と締結しております。当事業年度末における本プログラムに係る社債発行残高は659,317百万円であります。</p> <p>17. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は48,868百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>								
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>3,992百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>10,369百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常収益には、株式等売却益74,267百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他経常費用には、貸出金売却損失引当金繰入額23,468百万円、株式等償却19,607百万円、貸出金償却12,810百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別利益には、貸倒引当金戻入益15,638百万円、償却債権取立益7,029百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失には、固定資産処分損499百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	3,992百万円	無形固定資産	10,369百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,657百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>12,080百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常収益には、株式等売却益36,411百万円および信用リスク減殺取引に係る利益17,396百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他経常費用には、当行の貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴う損失27,685百万円、処分方針を決定したその他の証券化商品に関する損失19,578百万円、貸出金償却35,372百万円および株式等償却23,230百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別利益には、貸倒引当金戻入益24,467百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	4,657百万円	無形固定資産	12,080百万円	<p>2. その他の経常収益には、信用リスク減殺取引に係る利益44,952百万円、株式等派生商品収益21,989百万円、カナダ現地法人の支店化に伴う為替差益等8,118百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他の経常費用には、海外ABCプログラム向けに当行が供与していた貸出金について証券化商品による代物弁済を受けたことに伴う損失95,289百万円、貸出金売却損失引当金繰入額50,895百万円、当行の貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴う投資損失引当金繰入額45,939百万円を含んでおります。</p>
有形固定資産	3,992百万円									
無形固定資産	10,369百万円									
有形固定資産	4,657百万円									
無形固定資産	12,080百万円									

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)
該当ありません。

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)
該当ありません。

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度増 加株式数	当事業年度減 少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
第三回第三種優先株式		53	53		(注)
第九回第九種優先株式		121	121		(注)
合 計		175	175		

(注) 無償取得及び消却によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、動産であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる 重要な事項「4. 固定資産の減価償却の 方法」の「(3)リース資産」に記載の とおりであります。	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 5,134百万円 その他 7百万円 合計 5,142百万円 減価償却累計額相当額 動産 4,041百万円 その他 2百万円 合計 4,044百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 1,093百万円 その他 4百万円 合計 1,097百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 1,179百万円 1年超 965百万円 合計 2,145百万円 ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 650百万円 減価償却費相当額 610百万円 支払利息相当額 35百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 4,343百万円 その他 7百万円 合計 4,350百万円 減価償却累計額相当額 動産 3,679百万円 その他 3百万円 合計 3,682百万円 期末残高相当額 動産 663百万円 その他 3百万円 合計 667百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 749百万円 1年超 688百万円 合計 1,438百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,059百万円 減価償却費相当額 700百万円 支払利息相当額 110百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 15,405百万円 1年超 43,242百万円 合計 58,647百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解 約不能のものに係る未経過リース料 (1)借手側 1年内 16,083百万円 1年超 49,603百万円 合計 65,687百万円 (2)貸手側 1年内 705百万円 1年超 2,714百万円 合計 3,420百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 14,553百万円 1年超 46,424百万円 合計 60,977百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	11,684	42,080	30,396

(注) 時価は、当中間会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	55,646	64,832	9,185

(注) 時価は、当中間会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

前事業年度末(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	29,992	39,083	9,090

(注) 時価は、当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当行は平成19年12月5日開催の取締役会において、連結子会社であるみずほ証券株式会社の第三者割当増資1,500億円について、全額引受けすることを決議し、12月6日に払込を実施いたしました。 今回の増資は、みずほ証券グループ全体の自己資本の充実並びに業務基盤の強化を図ることを目的としたものです。		

(2) 【その他】

(重要な後発事象)

当行は、平成20年11月13日開催の取締役会において、英国領ケイマン諸島に、当行が議決権を100%所有する海外特別目的子会社MHCB Capital Investment (JPY) 4 Limitedを設立すること及び同社が優先出資証券を発行することに関する決議を行いました。同社が平成20年12月22日に条件決定を行った優先出資証券の概要は以下のとおりであります。

証券の種類	円建配当金非累積型永久優先出資証券（当行普通株式への交換権は付与されない。）
発行総額	3,200億円
配当	平成27年6月まで固定配当 平成27年6月以降は変動配当（ステップ・アップなし）
払込予定日	平成20年12月29日

本件発行代り金は、最終的に当行に対する永久劣後特約付貸付金として全額が使用され、関係法令に基づき必要な届出等を前提に、自己資本比率規制における自己資本に算入される予定であります。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第6期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日） 平成20年6月27日関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）及び同項第19号（連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書

平成20年5月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第15号の3（子会社の吸収合併）に基づく臨時報告書

平成20年5月9日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）及び同項第19号（連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書

平成20年5月16日関東財務局長に提出

(3) 訂正発行登録書

平成19年1月29日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書

平成20年5月2日関東財務局長に提出

平成19年1月29日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書

平成20年5月9日関東財務局長に提出

平成19年1月29日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書

平成20年5月16日関東財務局長に提出

平成19年1月29日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書

平成20年6月27日関東財務局長に提出

(4) 発行登録追補書類及びその添付書類

平成19年1月29日提出の発行登録書に係る発行登録追補書類

平成20年4月21日関東財務局長に提出

平成19年1月29日提出の発行登録書に係る発行登録追補書類

平成20年7月11日関東財務局長に提出

平成19年1月29日提出の発行登録書に係る発行登録追補書類

平成20年12月4日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社 みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社 みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社 みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2．前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社 みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。